令和２年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第１号）

令和２年９月１日　火曜日

１．議事日程第１号

令和２年９月１日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第 93号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号））

日程第４　議第 94号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号））

日程第５　議第 95号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号））

日程第６　議第 96号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号））

日程第７　議第 97号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号））

日程第８　議第 98号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市災害派遣手当の支給に関する条例）

日程第９　議第 99号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第９号）

日程第10　議第100号　令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第11　議第101号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第12　議第102号　令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第13　議第103号　令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第14　議第104号　令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第15　議第105号　令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）

日程第16　議第106号　令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について

日程第17　議第107号　令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について

日程第18　議第108号　人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例の制定について

日程第19　議第109号　子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議第110号　人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議第111号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議第112号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議第113号　人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例の制定について

日程第24　議第114号　人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25　議第115号　人吉市営単独住宅条例の制定について

日程第26　議第116号　区域外の公の施設の利用について

日程第27　報第　４号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

意見第２号　住民の生命・財産を守るため球磨川水系の抜本的治水対策を求める意見書

意見第３号　令和２年７月豪雨災害による被災地の早期復興のための支援強化を求める意見書

意見第４号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

３．出席議員（18名）

１番　松村　太　君
２番　徳川禎郁　君
３番　池田芳隆　君
４番　牛塚孝浩　君
５番　西　洋子　君
６番　宮原将志　君
７番　塩見寿子　君
８番　高瀬堅一　君
９番　宮﨑　保　君
10番　平田清吉　君
11番　犬童利夫　君
12番　井上光浩　君
13番　豊永貞夫　君

14番　福屋法晴君
15番　本村令斗君
16番　田中　哲君
17番　大塚則男君
18番　西　信八郎君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	廣田五浩君
建設部長	瀬上雅暁君
企画政策部次長	渕上聖也君
総務課長	森下弘章君
財政課長	永田勝巳君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栗原　亨君
庶務係長	平山真理子君

午前10時　開会

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和２年９月第４回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し書類報告にかえさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

日程第１　会期の決定

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る８月25日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、おはようございます。

日程第１、会期の決定につきまして御報告いたします。

令和２年９月第４回人吉市議会定例会に当たりまして、去る８月25日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日９月１日開会、あす２日午前、新市庁舎建設に関する特別委員会、３日から９日まで休会、10日議案質疑及び委員会付託、11日予算委員会、12日、13日休会、14日、15日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、16日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、17日から23日まで休会、24日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、議案質疑でございますが、議案質疑の回数は、１議案につき、質問席から２回以内ということに決定しております。なお、議第116号区域外の公の施設の利用についてにつきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することにいたしております。

なお、議長のお許しをいただきまして、本定例会において一般質問を中止といたしました。議会運営委員会において慎重に検討した結果であり、賛否両論あることは委員会としましても重く受けとめた上での結論に至ったところでございます。被災されました方々、またお亡くなりになられました皆様方をおもんぱかっての考えであるということで御理解をいただきたいと思います。議会議員の皆さん、松岡市長を初め市行政職員の皆さん、一般質問を

中止といたしました時間を、被災された方々、また御親族の皆さん方のためにもその時間を寄り添っていただきたいと、改めてお願いを申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　お諮りいたします。会期につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に２番、徳川禎郁員、３番、池田芳隆議員を指名いたします。

日程第３　議第93号から日程第27　報第４号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第３、議第93号から日程第27、報第４号までの25件を一括して議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

令和２年９月第４回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

７月３日から降り続く強い雨は、日付が変わっても衰えることがなく、東シナ海の梅雨前線上に発生した低気圧が九州北部地方に進んだことによって、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、熊本県南部を中心に、４日未明から朝にかけ記録的な大雨となりました。その間、午前４時50分に大雨特別警報が発令され、さらに警戒を強めたところですが、これまでの記憶にも記録にもないような未曽有の大水害が発生し、とうとい人命や身体、財産等々といった甚大な被害が、本市を含む球磨川流域全体に及んでおります。市民を代表して、犠牲になられました方々には深く哀悼の意を表しますとともに、御遺族には謹んでお悔やみを申し上げます。また、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

７月４日当日、水浸しになったまち、水の引いた後の市街地の姿を見て、洪水というよりも津波の後のような惨状に大変衝撃を受け、あまりの変わりように言葉を失ったことを今でも繰り返し思い出します。それから本日に至るまで、まだ復旧の半ばではありますが、被災者並びに関係の皆様のやり場のない思い、不安、焦燥感を考えますと、その御苦労はいかばかりかと筆舌に尽くし難いところであります。今なお、500名ほどの方々が避難所生活を送られ、さらに自宅等への避難者と合わせると相当数の市民の皆様が不自由な生活を強いられていることに、市長として大変心苦しく、申しわけなく存じております。

一方で、被災直後から災害廃棄物処理と土砂の撤去には、交通渋滞や勝手仮置場の散在など一部混乱を生じてしまい、災害廃棄物の仮処分場として急遽代替した中核工業用地周辺の大畑校区の皆様にも大変御迷惑、御心配をおかけしております。対外的にも、全国からボランティアへ行きたいとの善意の申し出をいただきながら、新型コロナウイルス感染症への対応のため、県内在住者に限定させてもらうなど、御厚意にお応えできず恐縮の至りです。発災からこれまでの間、諸課題に追われ、さまざまな対応について不備・不足のありました点については、改めておわびを申し上げたいと存じます。

そのような中、ここまで日常を取り戻すことができたのは、内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省、気象庁、自衛隊、海上保安庁といった国の機関、そして、熊本県、警察、消防、医療関係、熊本市を初め県内外の自治体など多くの皆様に、被災者の救助活動からプッシュ型支援、復旧活動等と鋭意御尽力をいただいているおかげであり、現在も変わらず御支援を賜っている、まさにオールジャパンともいえる体制そのものであります。加えて、各種団体の皆様や個人、企業を問わず多くのボランティア、さらには、議員各位を初め地元消防団や町内会長など多くの市民の皆様に雨天酷暑もいとわぬ復旧に向けた活動をいただき、今日に至っております。ここまで本市を支えていただきました全ての皆様に衷心より感謝を申し上げます。

また、岩手県立盛岡商業高校や臼杵市立佐志生小学校の皆様を初め、全国からの温かい励まし、応援の声や多くの御厚情、浄財、ふるさと納税等をいただき、失意の闇の中に光を見るような温情であり、日本国民としての絆を実感する日々を送ってまいりました。

発災後一月を経た節目に当たる８月４日午前９時、このたびの豪雨で犠牲になられた方々に対し、全市民の御協力のもと、心を１つにして黙祷をささげました。折しも、２日後の８月６日は、75回目を迎える広島原爆の日であり、安全・安心、そして平和な日常のとうとさを心に刻みながら、市再建に取り組むことを固く誓ったところでもございます。この節目の日を契機に、市の体制についても次なる段階に移行したところであり、災害対策本部会議を継続して運用しながらも、人吉市災害復興本部を立ち上げ、被災者支援、環境災害、産業支援、インフラの強靱化及び復旧復興推進の５つの柱のもとに進めていくことを決定しております。実務的にも、人命救助を最優先に、道路・ライフラインの復旧、避難所の環境整備、災害廃棄物・土砂処理、住居確保など、順次課題を追って、都市機能の確保並びに被災者の生活再建に向け邁進してきましたが、特に生活再建については、罹災証明・被災証明の発行をもとに、より具体的かつ実地的な段階に入っており、生活拠点をどうするのかといった将来の見通しが個々の御家庭や個人に求められることになり、市においても喫緊の課題である復旧に全力で取り組むとともに、今回の未曽有の大水害の経験から、復興に当たっても、地方自治、都市計画、産業振興、中心市街地のあり方など、抜本的な治水対策も踏まえた上で、安全・安心に向けたまちづくりの具体的な方向性を検証・決定していく必要があると考

えています。

当然、市政が目指す方向は、本年３月に策定をいたしました第６次人吉市総合計画に掲げたものであり、復興の１つの道しるべとして、発災後２カ月を経過する中で復興基本方針の作成に取り組んでおります。今年度中には、この復興基本方針に沿った復興基本計画を策定し、より具体化した復興への道筋をお示ししてまいりたいと存じます。

今回の豪雨災害に係る令和２年７月球磨川豪雨検証委員会が、８月25日に開催されました。豪雨災害の検証や、これを踏まえた抜本的な治水の検討は、国・県、流域によって最新の科学と知見をもって行われるもので、かつ、スピード感をもった取り組みが必要であると認識をしております。本市としましても、治水については、これまでの歴史と将来を見据えた上で球磨川との向き合い方が問われるものと真摯に受けとめております。

発災直後から、安倍首相、主務大臣を初め各省庁、衆議院災害対策特別委員会、政党役員など多くの皆様に御視察をいただき、意見交換を行う中で、豪雨災害に伴う諸課題や要望について言及してまいりました。また、復興支援に係る要望活動も開始しており、８月５日には県知事、県議会議長、同月19日、26日には国の機関、各省庁、地元選出の国会議員の皆様へ要望書を提出いたしました。今後は、さらに、課題も細分化あるいは局地化する中で、国や熊本県を初め関係機関の特段の御高配、御支援を強くお願いしてまいりたいと存じます。

本日、９月１日午後６時プレイボールの、東京ドームにおけるプロ野球公式戦、読売ジャイアンツ対横浜ベイスターズの試合は、川上哲治生誕100年記念試合として予定されておりましたが、今回の災害を機に、新たに人吉市復興支援祈念としての位置づけもいただくこととなり、重ねて主催の読売新聞社並びに読売巨人軍の御厚情によるものと、関係の皆様に心からの敬意と謝意を表するものです。川上哲治生誕100年記念事業自体がコロナ禍の影響を受け、本市も今回の豪雨災害により、さらに厳しい状況の中にありますが、今こそ、幾多の逆境を乗り越えて日本野球界の英傑となられた郷土の偉人、川上哲治氏の生きざまに倣って、市民一丸となって希望ある復興に向かうことをお約束したいと存じます。以下、今回の豪雨災害を受けてのこれまでの取り組み、今後の予定等を中心に御説明申し上げます。

７月４日の発災以降、避難所や自宅等に避難されている多数の方々が、現在も避難生活を送っておられます。この方々の健康管理につきましては、本市としましても細心の注意を払っておりますが、梅雨の時期から酷暑の時期へと移り変わる厳しい条件のもと、避難されている全ての方を対象に、特に高齢者や子供など、注意を要する皆様の体調管理に努めてまいりました。具体的な動きとして、熊本市の保健師の皆様に御協力をいただき、発災直後の７月６日から、避難所の衛生環境整備と避難者の健康調査のための巡回を実施いたしました。また、災害初期の医療体制整備を目的に、災害派遣医療チームの避難所巡回や日赤の救護所が設置されましたが、現在は人吉市医師会、歯科医師会の御協力により、避難所ごとに担当医、担当歯科医を定め、体調不良者の対応に御尽力をいただいております。

一方、在宅での生活を継続されている方々へ対しましては、県内外の自治体の御支援のもと、浸水地域にお住まいの、特に配慮が必要な障がいのある方や70歳以上の方がおられる世帯への家庭訪問を実施し、医療機関への受診や内服治療を中断されている方の医療へのつなぎや、被災した自宅など不自由な環境下で生活されている方についても、必要に応じ、福祉避難所などにおつなぎしております。妊婦や未就園児などのいる家庭に対しましても、電話による状況確認を行うとともに、浸水地域にお住まいの当該世帯に関しましては、直接、御家族を訪問し状況確認を行うなど、状況に応じた実態の把握に努めております。さらに、各避難所におきましては、多くの被災者が同じ場所で生活されることから、マスクの着用や手洗い等の周知徹底を初め、検温や体調のチェック、共有スペースの消毒など、新型コロナウイルス感染症対策にも十分な配慮を行うとともに、体調を崩される方が万一発生した場合を想定し、指定避難所以外に専用のスペースを設けております。今後におきましても、避難されている方が安心してお過ごしいただけるよう、万全の対策をとってまいります。

豪雨災害に伴う被災者の生活再建支援関係でございますが、罹災証明及び被災証明につきましては、７月20日から、カルチャーパレスホール棟において申請受付を開始しており、８月１日から交付を行っております。なお、申請・交付件数でございますが、８月28日現在、罹災証明については、申請が3,170件、交付が3,038件、被災証明については、同じく申請が2,342件、交付が2,037件となっております。また、８月12日からは、事業者の方などを対象とした被災証明書の申請受付を開始しており、８月28日現在、790件の申請を受け付けております。

これに関連して、生活再建のための各種相談業務につきましては、罹災証明等の交付開始と同時に、カルチャーパレス大ホールに相談窓口を設置しております。生活再建のための各種支援制度は、罹災判定の基準により異なり、かつ多岐にわたりますことから、制度の内容等についても、わかりやすく丁寧な説明を心がけております。なお、生活再建支援相談のみならず、罹災証明等の申請をしておられない方も多数おられますことから、実態を把握するとともに、引き続き制度の周知に努めてまいります。

今回の豪雨災害では、球磨川沿いを中心に広範囲な出水が発生し、かなりの家屋等が浸水被害を受け、慣れ親しんだ、いわゆる我が家など住まいを失われた方が多数おられます。全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた世帯は2,500世帯を超え、住まいの再建、居住の確保は喫緊の課題となっています。現在、市内９カ所に293戸の建設型仮設住宅を整備する予定としており、熊本県の御尽力により、順次建設が進められております。そのような中、人吉城跡内に15戸の仮設団地が完成し、去る８月22日、本市最初の仮設住宅として、被災された方々に入居いただきました。また、市営住宅については、空き部屋となっていた160戸を、空調設備や浴槽の設置など居住環境を整備するとともに、県の制度を活用し市内外の民間の賃貸住宅をみなし仮設住宅として借り上げることで被災者への住まいの提供を行っておりま

す。避難生活の方々にとりましては、安心して暮らせる住まいの確保はふだんの生活を取り戻すための最も重要かつ優先される事項であると考えております。今後におきましても、住宅に関する困りごとなど、個別ニーズの把握やその対応に努めることで、誰一人として取り残すことのないよう、住まいの早期再建を図ってまいります。

被災された方の今後の生活支援でございますが、仮設住宅への入居など新たな生活環境の中で、今後、健康面、経済面、コミュニティ内での人間関係など、さまざまな課題が生じることが予想されます。これらの生活課題に対する支援体制強化のため、近年の大規模災害発生時においては、被災地に地域支え合いセンターが設置され、被災者の見守り、仮設団地内の自治形成支援、生活再建等に向けた支援が行われています。これらの活動は、さまざまな生活課題を抱え、不安や悩みの中で生活を送られている被災者の相談相手となり、課題解決につなぐなどの支援を行うものであり、本市としましても、県や社会福祉協議会との連携のもと、地域支え合いセンターの早期立ち上げを目指してまいります。

発災当初から課題となっておりました災害廃棄物対策関係でございますが、今回の豪雨災害による浸水被害の発生に伴い、推計ではございますが、市中に約３万3,000トンの災害廃棄物が発生しております。本市にとって、予想をはるかに上回る規模の災害でありましたことから、その処理に際しましては、重機による分別、保管が可能であるとともに、処理に必要な広い面積を有する人吉中核工業用地を災害廃棄物処理の拠点となる仮置場として選定し、７月６日から搬入、７月15日から処理施設への搬出を開始しております。現在、市中の災害廃棄物につきましては、おおむね搬入を終えたところですが、今後は、９月中旬から受付予定の公費または自費解体の申請に伴う家屋等の解体廃棄物が新たに発生してまいります。このことにより、当面の間、人吉中核工業用地への災害廃棄物及び解体廃棄物の搬入・搬出が継続することになります。周辺地域にお住まいの皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、騒音、粉じん、臭気等の環境対策に関しまして万全の対策を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

災害土砂関係でございますが、今回の水害によって、市中心部や冠水地域の道路、宅地などに大量の土砂が流入いたしました。この土砂を早急に取り除くため、人吉市建設協会の御協力のもと、発災直後から道路や宅地内に堆積した土砂の撤去を開始しており、道路に堆積した土砂については、おおむね撤去が完了したところです。また、個々の宅地内の土砂につきましては、現在、災害ボランティアなど多数の方々の御協力をいただきながら、個人で撤去作業を進めておられます。しかしながら、高齢者など自力での土砂搬出が困難な場合など、生活再建に向け支援を必要とされる方につきましては、関係団体の御協力のもと、順次撤去作業を行っております。これら全ての土砂につきまして、年内の撤去完了を目標に作業を進めてまいります。

次に、豪雨災害に関する救済策等でございますが、医療保険関係につきましては、今回

の豪雨で被災された方で国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者については、保険証がなくても医療機関の受診が可能となっております。また、お住まいの家が床上浸水以上の被害であるなど一定の要件に該当される方については、医療機関の窓口に申し出ていただくことで、10月末までの医療保険の窓口負担を不要とするなどの措置を講じております。

市税関係でございますが、今回の豪雨災害を受け、７月及び８月に到来する個人住民税、固定資産税等の納期限について、９月30日まで延長しております。また、住家等に被害があった方につきましては、個人住民税、固定資産税及び都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、９月16日から、カルチャーパレスホール棟にて減免申請の受付を行うよう準備を進めております。さらに、今回の豪雨災害により納税が困難となられた方に対しましては納税の猶予制度が適用できることから、納税者の相談に適切に対応してまいります。

農業被害関係でございますが、球磨川やその支流が氾濫したことにより、市内各所で農地が冠水し、農作物を初め、農道・水路といった基盤、ハウス施設、農業用機械に至るまで甚大な被害を受けております。現在、農地や農作物などの被害調査を行っておりますが、今後も国・県の事業を活用するなどお力添えを得て、被災農業者への支援と生産基盤の早期復旧を図ってまいります。また、農地に堆積した土砂等の撤去につきましては、撤去する時期や方法など、その手法を早急に検討する必要がございますので、今後、農業従事者の方と協同し、一刻も早く農業生産体制の再興を図ってまいります。

林業被害関係でございますが、今回、本市の林道17路線全てが被災しており、現時点において３億円を超える被害額が出ているものと推測しております。林道は、森林整備の基幹施設であり、林業を振興する上で欠かせないインフラでございますので、応急復旧を含め、災害復旧工事を迅速に推し進めてまいります。

商工業者への支援関係でございますが、去る７月30日、国において、なりわい再建補助金を初めとする大規模かつ前例のない政策パッケージが決定され、本市におきましても、被災した中小・小規模事業者の再建に向け、８月中旬に支援内容に関する説明会を開催し、被災された事業者の皆様に制度概要への理解を深めていただいたところです。また、個人事業主や小規模事業者の方などからの個別・多様な相談に対応するため、総合相談窓口である「人吉なりわい再建サポートセンター」を人吉商工会議所内に設置するとともに、国、県、産業支援財団等による「なりわい再建補助金の申請窓口」を中小企業大学校人吉校内に開設いただくなど、ワンストップで対応可能な、地域内で完結できる支援体制の構築を図ったところです。これにより、平成28年の熊本地震、今年の新型コロナウイルス感染症の影響、今回の豪雨災害と、いわゆる二重、三重の災禍に苦しむ事業者の再建に向け、国、県、関係機関とこれまで以上に密接に連携をとり、強力に取り組んでまいる所存です。

また、国宝青井阿蘇神社などの観光資源及びホテル・旅館などの観光関連事業者も同様

に甚大な被害を受けており、地域内外の皆様に大変御心配をおかけしております。その復旧・復興には多くの労力と一定の時間が必要ですが、一日も早く多くの皆様をお迎えできるよう、観光に携わる皆様と力を合わせ、「観光都市ひとよし」の復活、そしてにぎわいの創出を目指してまいりたいと存じます。

公共土木施設災害復旧関係でございますが、今回の豪雨災害により、国道219号や267号などの地域間を結ぶ幹線国道を初め道路39カ所、橋梁５カ所、河川11カ所など、多くの公共土木施設が被災しており、市民生活に直接的な支障を来すとともに、まちの復旧・復興を進めていく上で大きな障害となることから、応急的な復旧工事を初め、一刻も早い市民の皆様の通行の確保等対策を講じてまいりました。今後、国・県などに御協力いただきながら、順次、本格的な復旧工事を進めてまいります。

公園関係でございますが、中川原公園ほか８カ所の公園が今回の豪雨で被災しており、ブランコなどの遊具、トイレ、駐車場、園路など、多くの施設が損傷しております。公園は、都市緑地としての機能を有するとともに市民の憩いの場としても大切な施設でございますので、市としましても可能な限り早期の復旧を目指してまいります。

公共交通関係でございますが、産交バス人吉営業所とタクシー会社２社ともに被災をされ、車両等の損害が発生いたしましたが、一部を除き、おおむね通常の運行状況に戻りつつあります。ＪＲ肥薩線は、橋梁２橋の流出を初め大規模な損害を生じ、特に八代－吉松間は復旧のめどが立っていない状況にあり、深く憂慮をしております。また、本地域の第三セクター鉄道として、主に高校生の通学を担う生活交通であるくま川鉄道も、第四橋梁や川村駅の一部流出等といった大被害を被っており、全線不通となっております。現在、県の御支援を得て、代替バスによる輸送で通学等に対応しておりますが、一方で、関係10市町村による取締役会議において、将来の見通しなど非常に厳しい課題等にも取り組みながら、一日も早い復旧、運行再開に向け、努力するという方針を決定したところでございます。

上水道関係でございますが、豪雨災害により古仏頂水源地及び茂ケ野水源地の濁度が上昇したことから、蓬莱配水池及び原城配水池からの配水を急遽停止いたしました。このことにより、球磨川の南側を中心に約半数の世帯に断水等の影響がありましたが、人吉市管工事協同組合の御尽力による懸命の復旧作業、また、両水源地の濁度が低下したことから、７月５日には市内の断水は解消されたところです。その間、市民の皆様には大変御不便、御心配をおかけいたしました。なお、今回の豪雨災害を受け、水道料金及び下水道使用料につきましては、７月請求分は全世帯減免を行うとともに、８月、９月の請求分につきましても、被災状況に応じ減免措置を講ずることとしております。

水道施設につきましては、機械設備、施設、配水管など、合わせて９カ所が被害を受けましたことから、今後、国・県の御支援をいただきながら早期復旧に向け準備を進めてまいります。

下水道施設につきましては、人吉浄水苑を初め汚水中継ポンプ場４カ所、雨水ポンプ場２カ所などが浸水し、施設の全機能が一時停止するなど甚大な被害を受けましたが、被災直後から、国、県、県内自治体、日本下水道事業団などの御支援により、施設の調査、応急措置、仮復旧を行ってまいりました。下水道施設の被災は市民の皆様の生活に大きな影響を及ぼすため、国・県などと連携し早期の本格復旧を目指してまいります。

教育関係でございますが、今回の豪雨災害におきましては、市内の児童・生徒2,478人のうち、460人の住居が床上浸水以上の被害を受けております。また、発災当初、避難所等への避難を余儀なくされた児童・生徒は370人に上り、今もなお、多数の子供たちが避難所から登校している状況にございます。

そのような中、被災した子供たちの心のケアを行うため、県教育委員会の御協力により各学校にスクールカウンセラーを配置いただいておりますが、カウンセラーによるストレスチェックや担任等による個別教育相談を実施した結果、小学生190人、中学生16人の、合わせて206人に上る児童・生徒が、心のケアが必要であるとの判断がなされております。子供たちの心と体の健康を守るためにも、学校全体でしっかりと見守りながら、子供たちの心のケアに当たってまいります。加えて、現在も避難所生活を余儀なくされている子供たちへの対応といたしまして、避難所内での子供たちの居場所づくりに関しましては、県の学習支援ボランティア派遣事業などを活用することで、学習支援や心のケアに努めてまいります。また、被災したことで住居を移らざるを得なくなった世帯につきましては、子供たちや保護者の意向を最優先し、区域外就学についても柔軟に対応することとしております。

学校、社会教育、社会体育、文化など各教育施設の被害状況でございますが、複数の施設が浸水被害に遭っており、また、被災を免れた施設につきましても避難所等となっておりますことから、当面の間、全ての施設について一般利用を停止または閉館とさせていただいております。被災した各施設は、市民の皆様の学びの場として、また、生きがいづくり、健康づくりの場として必要な施設でございますので、今後、詳細な被害状況の把握を行うとともに、国・県の支援策の活用を含め、早期復旧を目指してまいります。

市庁舎移転建設関係でございますが、豪雨災害の影響により、現在、工事を一時中断しております。今後、住宅の復旧や仮設住宅の建設、道路・橋梁等の災害復旧工事が本格化していくことで建設資材や施工業者の不足等が懸念されますが、現時点においては市内のインフラ復旧が最優先と考えておりますので、その状況を鑑みながら工事の再開時期について検討してまいります。

なお、今回の豪雨災害に関しましては、全国の自治体や民間の団体等から数多くの人的・物的の御支援をいただいております。さらには、義援金や見舞金、ふるさと納税など、被災直後から全国、そして海外からも多くのお申し出をいただいております。この場をおかりしまして、本市を御支援くださいました皆様に、改めて感謝を申し上げます。

７月23日、新国立競技場において、病から立ち上がった競泳選手池江璃花子さんが、五輪１年前メッセージを発信され、多くの感動を呼びました。その中で、「逆境からはい上がっていくときには、どうしても、希望の力が必要だ」ということを語りかけ、「１年後に、この競技場で希望の炎が輝いていてほしい」と結びました。今回の災害で、人吉の価値が薄れることは決してありません。多くの市民の皆様が、そして本市自体も、まさに逆境のただ中にあり、はい上がるために全力を尽くしている今だからこそ、復興に希望を見出し、希望の炎で我々の未来を明るくしてまいりましょう。

引き続き、令和２年７月から８月までに行いました専決処分及び、提案しております予算案、条例案、案件議案について、概要を御説明いたします。

議第93号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号）は、７月７日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

主に、７月４日に発生した豪雨災害に係る事業で、避難所運営経費や災害廃棄物処理に係る経費などでございます。歳入歳出にそれぞれ23億6,307万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ217億8,373万6,000円とするものでございます。

議第94号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、７月７日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

令和２年７月豪雨災害に伴う補正でございまして、収益的収入及び支出のうち、支出の特別損失（災害）を3,214万1,000円増額し、支出予算総額を10億6,364万7,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、収入の企業債を２億450万円、補助金を１億6,673万2,000円それぞれ増額し、収入予算総額を４億7,618万7,000円とし、支出の建設改良費を３億7,471万6,000円増額し、支出予算総額を９億899万6,000円とするものでございます。

議第95号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号）は、７月22日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

主に、７月４日に発生した豪雨災害に係る事業で、被災住宅の応急修理事業や宅地等に堆積した土砂排除に係る経費などでございます。歳入歳出にそれぞれ50億7,424万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ268億5,797万6,000円とするものでございます。

議第96号令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）は、７月22日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

令和２年７月豪雨によって梢山工業団地の、のり面が崩落したことに伴う災害復旧工事の補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,188万4,000円とするものでございます。

議第97号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号）は、８月19日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

主に、７月４日に発生した豪雨災害に係る事業で、災害廃棄物処理事業や被災家屋解体事業などでございます。歳入歳出にそれぞれ85億638万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ353億6,435万9,000円とするものでございます。

議第98号につきましては、人吉市に派遣された職員に災害派遣手当を支給することに伴い、８月19日に専決処分をいたしました人吉市災害派遣手当に関する条例の制定につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

議第99号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第９号）は、歳入では国・県の補助事業の内示・申請に伴う追加など、歳出では人事異動に伴う人件費及び新型コロナウイルス感染症対策事業、また、７月４日に発生した豪雨災害に係る事業などの追加補正を行うものでございます。歳入歳出にそれぞれ31億3,480万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ384億9,916万2,000円とするものでございます。

議第100号令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第１号）は、人事異動に伴う人件費及び修繕費等の補正でございまして、収益的収入及び支出のうち、支出の営業費用を214万3,000円増額し、支出予算総額を５億46万8,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を27万6,000円増額し、支出予算総額を４億3,726万8,000円とするものでございます。

議第101号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第３号）は、人事異動等に伴う人件費のほか、令和２年７月豪雨災害に伴う補正でございまして、収益的収入及び支出のうち、支出の営業費用を６万5,000円減額、特別損失（災害）を408万5,000円増額し、支出予算総額を10億6,766万7,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、収入の企業債を35億6,960万円、補助金を71億3,113万5,000円それぞれ増額し、収入予算総額を111億7,692万2,000円とし、支出の建設改良費を106億8,767万9,000円増額し、支出予算総額を115億9,667万5,000円とするものでございます。

議第102号令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第２号）は、前年度繰越金のほか、人事異動に伴う人件費などの補正でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億7,496万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億9,830万9,000円とするものでございます。

議第103号令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第２号）は、前年度繰越金のほか、令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,156万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億7,514万3,000円とするものでございます。

議第104号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第２号）は、前年度繰越金のほか、介護給付費負担金の精算、介護予防資料作成などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ２億1,122万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億8,863万

8,000円とするものでございます。

議第105号令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第２号）は、人吉市中核工業用地調整池災害復旧工事の補正などでございまして、歳入歳出にそれぞれ2,327万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,516万3,000円とするものでございます。

議第106号令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第４項の規定に基づき、令和元年度人吉市水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議第107号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第４項の規定に基づき、令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議第108号人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例案は、人吉市が令和２年７月豪雨災害の復興計画を策定するに当たり、必要な事項を審議する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の４第３項の規定により、新たに条例を制定するものでございます。

議第109号子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の一部を改正する条例案、及び議第110号人吉応援団基金条例の一部を改正する条例案につきましては、企業版ふるさと納税が拡充・延長されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議第111号人吉市手数料条例の一部を改正する条例案は、マイナンバーカードに係る通知カードの廃止及び本条例に引用されている省令の題名が改められたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第112号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第113号人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例案は、令和２年７月豪雨災害の被災者に対する義援金、弔慰金及び見舞金に関して審議する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の４第３項の規定により、新たに条例を制定するものでございます。

議第114号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例案は、市営住宅の一部を用途廃止することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第115号人吉市営単独住宅条例案は、令和２年７月豪雨災害により被災し、住宅の再建が困難な方々のために、市営住宅の一部を市所有の単独住宅として活用するため、新たに条例を制定するものでございます。

議第116号区域外の公の施設の利用につきましては、水道設備が未整備の地域において、隣接する錦町の水道施設を利用したいとの要望がございましたので、当該施設を利用することについて錦町と協議するため議会の議決をお願いするものでございます。

報第４号につきましては、令和２年５月21日午前９時ごろ、村山公園の園路を散歩していた歩行者が、園路に残っていた藤棚の基礎につまずいて転倒し、負傷した事故に関し、令和２年８月19日に専決処分をいたしました和解及び損害の賠償について報告するものでございます。

以上、提案しております予算案、条例案、案件議案について、概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分　休憩

午前11時01分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから、まず、議第93号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の専第13号予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては主なものを事項別明細書により、第２条の地方債の補正につきましては第２表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

４ページをお願いいたします。第２表地方債補正は追加が４件でございます。いずれも、令和２年７月豪雨災害に伴うものでございます。まず、災害等廃棄物処理事業債は、水害等で発生をいたしました災害廃棄物の処理に対する起債でございまして、充当率100％の８億5,100万円を計上いたしております。

次に、現年発生補助災害復旧事業債は、道路等に堆積をした土砂の除去に対する起債でございまして、充当率100％の1,990万円を計上しております。現年発生単独災害復旧事業債は、被災しました道路の災害復旧に対する起債でございまして、充当率100％の3,000万円を計上しております。堆積土砂排除事業債は、宅地等に堆積した土砂の除去に対する起債でございまして、充当率100％の5,000万円を計上しております。

７ページをお願いいたします。歳入でございますが、一番上からになります。15款国庫支出金、１項国庫負担金、２目災害復旧費国庫負担金4,002万円の増額補正は、道路等に堆積した土砂の除去に係る現年災公共土木施設災害復旧費負担金の増でございます。２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金の母子家庭等対策総合支援事業費補助金6,422万円の増額補

正は、国が実施します新型コロナウイルス感染症対策に対するものでございます。同じく３目衛生費国庫補助金８億5,106万円の増額補正は、今回の水害等で発生をいたしました災害廃棄物の処理に対するものでございます。６目災害復旧費国庫補助金5,000万円の増額補正は、宅地等に堆積した土砂の除去に対するものでございます。16款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金３億3,687万8,000円の増額補正は、今回の災害が災害救助法の適用となりましたことから、避難所の設置などの経費に対する災害救助費負担金でございます。

８ページをお願いいたします。19款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金に7,000万円を増額補正しております。22款市債につきましては、第２表地方債補正により御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

９ページをお願いいたします。歳出でございますが、２款総務費、１項総務管理費の520万円の増額補正と２項徴税費の1,527万8,000円の増額補正は、罹災証明発行業務に係るものでございます。３款民生費、２項児童福祉費、３目母子福祉費6,422万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、国が子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対し、１世帯当たり５万円、第２子以降１人につき３万円を支給するものでございます。

10ページをお願いいたします。４項、１目災害救助費３億5,903万円の増額補正は、発災後の災害救助に係る費用でございまして、避難所の運営経費や、市営住宅の空き室を被災者用住宅として使用するための整備費用などを計上しております。

12ページをお願いいたします。４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費17億762万円の増額補正は、災害廃棄物を処理するために設置した仮置場の３カ月の管理運営費や、収集・運搬・処理に係る費用などでございます。

13ページをお願いします。11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費9,300万円の増額補正は、被災した道路の応急措置、及び堆積した土砂の除去に係る費用でございます。６目都市災害復旧費１億円の増額補正は、宅地等に堆積した土砂の除去に係る経費でございます。最後に、14款、１項、１目予備費を1,013万円増額いたしております。

以上で、議第93号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号）について補足説明を終わります。

続きまして、議第95号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の専第15号予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第２条の債務負担行為の補正につきましては第２表債務負担行為補正により、第３条の地方債の補正につきましては第３表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

４ページをお願いいたします。第２表債務負担行為補正は、追加１件でございます。建

設型応急仮設住宅建設に伴う土地借地料は、仮設住宅建設用地として活用できる市有地が不足するため、民間所有の土地を借り上げ、建設する必要がありますことから、借り上げの期間及び限度額を設定するものでございます。

第３表地方債補正は、追加が２件、変更が４件の計６件でございます。まず、追加でございますが、災害援護資金貸付事業債は、災害弔慰金の支給等に関する法律により、令和２年７月豪雨災害で被害を受けた世帯の世帯主に対し貸し付ける災害援護資金に対する起債でございまして、充当率100％の１億7,500万円を計上しております。

次に、工業用地災害復旧事業債は、梢山工業用地西側の、のり面の崩壊箇所の復旧工事に対する起債でございまして、充当率100％の2,000万円を計上しております。

次に、地方債補正の変更でございます。災害等廃棄物処理事業債から堆積土砂排除事業債までの４件は、いずれも事業費の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

７ページをお願いいたします。歳入でございますが、下のほうになりますけれども、15款国庫支出金、２項国庫補助金、６目災害復旧費国庫補助金13億5,836万2,000円の増額補正は、２節の宅地等に堆積した土砂排除に係る堆積土砂排除事業費補助金、及び３節の林道施設に係る災害復旧費補助金などの増でございます。

８ページをお願いいたします。16款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金17億591万円の増額補正は、災害救助費負担金及び、このたびの災害でお亡くなりになられた方にかかわります災害弔慰金負担金の増でございます。２項県補助金、８目災害復旧費県補助金9,108万4,000円の増額補正は、２節の農道や水路などに係る現年災農地・農業用施設等災害復旧事業費補助金、及び３節の宅地等に堆積した土砂除去に係る単県堆積土砂排除事業費補助金でございます。19款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金に2,900万円を増額補正しております。

９ページをお願いいたします。20款、１項、１目繰越金、１節前年度繰越金を5,000万円増額補正をいたしております。22款市債につきましては、第３表地方債補正により御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。歳出でございますが、３款民生費、４項、１目災害救助費19億288万1,000円の増額補正は、13節委託料の、もとの住家にて引き続き生活するため、被災状況に応じて給付されます住宅応急修理のほか、20節扶助費の災害弔慰金及び21節貸付金の災害援護資金貸付金などの増でございます。

11ページをお願いいたします。中ほどになります。７款、１項商工費、２目商工業振興費846万5,000円の増額補正は、人吉商工会議所と連携をし、新型コロナウイルス発生から今回の災害にかけ影響を受けました事業者に対する相談窓口を設置し、それぞれに係る支援制度について一体的に相談支援を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。12ページ中ほどから14ページにかけまして、11款災害復

旧費に関する予算となりますけれども、今回の災害により被災しました農業用施設や林道、道路、公園などの公共施設等に係る復旧費用を、それぞれ行政目的別の項、目に従い予算計上いたしております。

14ページの、３項、６目都市災害復旧費以外の各項、目の予算は、いずれも13節委託料の、今後の復旧工事に向けた測量設計委託や、15節工事請負費の応急復旧工事が主なものでございますことから、一括して説明とさせていただきます。

14ページの、３項公共土木施設災害復旧費、６目都市災害復旧費25億3,425万円の増額補正は、宅地内に堆積した土砂の排除を行うための費用の増でございます。

最後に、15ページ、14款、１項、１目予備費を551万円増額いたしております。

以上が、議第95号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号）についての補足説明でございます

引き続きまして、議第97号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の専第17号の予算書１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第２条の債務負担行為の補正につきましては第２表債務負担行為補正により、第３条の地方債の補正につきましては第３表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

４ページをお願いいたします。第２表債務負担行為補正は、追加が２件でございます。建設型応急仮設住宅建設に伴う土地借地料（その２）でございますが、応急仮設住宅を早急に建設する必要がありますことから、民間所有の土地を借り上げるものでございまして、借り上げの期間及び限度額を設定するものでございます。災害廃棄物仮置場管理・運営等委託料は、災害廃棄物を適正に処理するための仮置場の管理運営につきまして、委託の期間及び限度額を設定するものでございます。

第３表地方債補正は、追加が１件、変更が３件の計４件でございます。まず、追加でございますが、治山事業債は、瓦屋町にございます市有林の治山調査測量設計に対する起債でございまして、充当率75％の1,010万円を計上しております。

次に、地方債補正の変更でございますが、災害等廃棄物処理事業債から現年発生単独災害復旧事業債までの３件は、いずれも事業費の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

７ページをお願いいたします。歳入でございますが、一番上からになります。11款、１項、１目地方交付税3,689万5,000円の増額補正は、後ほど歳出２款に出てまいります他の自治体からの中長期派遣職員に係る経費につきまして、特別交付税措置されるものでございます。15款国庫支出金、２項国庫補助金、３目衛生費国庫補助金37億467万3,000円の増額補正は、被災家屋等の解体等に係る災害等廃棄物処理事業費補助金の増でございます。６目災害

復旧費国庫補助金2,810万円の増額補正は、人吉城跡三の丸北側の、のり面崩壊に係るもの、及び被災しました公営住宅の復旧工事に対するものでございます。

８ページをお願いいたします。下のほうになりますが、16款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金630万円の増額補正は、建設型応急住宅の附帯設備の維持管理費に対する集会施設等維持管理補助金の増でございます。その下でございます。８目災害復旧費県補助金４億6,640万円の増額補正は、先ほどの国庫補助金と同様、人吉城跡三の丸北側の、のり面崩壊に係るもの、及び水路等農業用施設の災害復旧に対するものでございます。

９ページでございます。20款、１項、１目繰越金を4,000万円増額補正をいたしております。その下、22款市債につきましては、第３表地方債補正により御説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。歳出でございますが、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費4,011万9,000円の増額補正は、本市の災害復旧につきまして従事していただきます他自治体からの中長期派遣職員に対する災害派遣手当及び住宅借上料でございます。３款民生費、４項、１目災害救助費４億1,267万6,000円の増額補正は、12月までの避難所運営経費が主なものでございまして、11節需用費の食糧費、13節委託料の避難所管理運営委託料のほか、次のページになりますけれども、被災者の生活支援をさらに進めるためのコールセンター設置の経費などでございます。

11ページをお願いいたします。４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費74億1,174万7,000円の増額補正は、13節委託料の、10月以降の災害廃棄物の仮置場の管理運営費及び被災家屋等の解体業務に係るものなどでございます。

12ページをお願いいたします。上から２つ目になりますが、11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費５億380万円の増額補正は、被災をしました水路等農業用施設の測量設計費用でございます。３項公共土木施設災害復旧費9,100万円の増額補正は、それぞれの目となります道路、橋梁、公営住宅、河川における測量設計復旧工事費でございます。

13ページでございます。４項文教施設災害復旧費、２目社会教育施設災害復旧費800万円の増額補正は、人吉城跡三の丸北側の、のり面崩落箇所の測量設計費用でございます。５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費1,869万1,000円の総額補正は、被災しました消防団車両、小型動力ポンプにつきまして、新たに購入し配備を行うものでございます。最後に、14款、１項、１目予備費を78万7,000円増額いたしております。

以上で、議第97号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号）について補足説明を終わらせていただきます。

最後に、議第99号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第９号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書は１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第２条の債務負担行為の補正につきましては第２表債務負担行為補正により、第３条の地方債の補正につきましては第３表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

５ページをお願いいたします。第２表債務負担行為補正は、追加が１件でございます。基幹系高速プリンタリース料は、現在使用しております機器につきまして、保守期間が過ぎるなど更新の時期を迎えておりまして、ＯＡ機器を使用した各種業務を円滑に推進するため、同プリンタの貸借の期間及び限度額を設定するものでございます。

第３表地方債補正は、追加が４件、変更が４件の計８件でございます。まず、追加でございますが、旧庁舎跡地駐車場整備事業債は、麓町旧庁舎跡地につきまして駐車場として活用するための整備に対する起債でございまして、充当率75％の150万円を計上しております。次に、農業農村整備事業債は、下戸越地区ほか２地区における用排水路の改修に伴う測量設計に対する起債でございまして、充当率75％の410万円を計上しております。小学校施設整備事業債は、東間小学校に設置します階段昇降機設置工事に対する起債でございまして、充当率75％の600万円を計上いたしております。中学校施設整備事業債は、第二中学校の施設改修工事に対する起債でございまして、充当率75％の450万円を計上しております。

次に、地方債補正の変更でございますが、社会資本整備総合交付金事業債から工業用地災害復旧事業債までの４件は、いずれも工事費等の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

少し飛びまして、９ページをお願いいたします。歳入でございますが、下のほうでございます。15款国庫支出金、１項国庫負担金、２目災害復旧費国庫負担金５億7,295万3,000円の増額補正は、被災しました道路・橋梁・河川の復旧工事に係る現年災公共土木施設災害復旧費負担金の増でございます。

10ページをお願いいたします。上のほうから、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金１億6,210万4,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増でございます。中ほど、下になりますけれども、５目教育費国庫補助金7,618万5,000円の増額補正は、公立学校情報機器整備費補助金でございまして、国のＧＩＧＡスクール構想により、小中学校において学習用パソコンを整備するものでございます。

11ページをお願いいたします。16款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金、１節社会福祉費補助金6,734万2,000円の増額補正は、被災者の方々が安心して日常生活を送れるよう、見守り支援や生活上の相談支援などを進めるための地域支え合いセンター設置・運営事業費補助金などでございます。２節児童福祉費補助金3,461万1,000円の増額補正は、保育園などにおける新型コロナウイルス感染症対策に係るもののほか、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対し、２万円を支給するものなどでございます。

12ページをお願いいたします。中ほどになります。８目災害復旧費県補助金９億3,200万円の増額補正は、農業用施設等における災害復旧に対するものでございます。その下でございます。18款、１項寄附金、２目総務費寄附金に古都人吉応援団寄附金を２億円増額補正いたしております。

13ページでございます。19款繰入金、１項特別会計繰入金、１目国民健康保険事業特別会計繰入金、２目介護保険特別会計繰入金、３目後期高齢者医療特別会計繰入金の増額補正は、前年度の療養給付費などの精算に伴う特別会計からの繰入金でございます。その下でございます。２項基金繰入金、４目応援団基金繰入金１億1,117万2,000円の増額補正は、古都人吉応援団寄附金の増額に伴う関係経費の増などに対するものでございます。

14ページをお願いいたします。14ページ下のほうから15ページにかけてになりますけれども、22款市債につきましては、第３表地方債補正により御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。歳出でございますが、各款、項、目の中の給料、職員手当等共済組合負担金などの増減につきましては人事異動などに伴うものでございまして、説明を省略させていただきます。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１億7,111万1,000円の増額補正は、17ページになりますけれども、13節委託料のふるさと納税業務委託料のほか、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、地区公民館施設整備費補助金、くま川鉄道の令和元年度経常損失を補填する人吉市くま川鉄道経営安定化補助金などでございます。

18ページをお願いいたします。７目企画費342万2,000円の増額補正は、人吉市災害復興計画策定に係る経費でございます。

19ページ、20ページは、人件費の補正が主なものでございますので省略をさせていただきます。

ページ飛びまして、21ページをお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費5,804万4,000円の増額補正は、歳入でも御説明をいたしました13節委託料、地域支え合いセンター事務委託料が主なものでございます。３目老人福祉費1,735万4,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金で、介護療養型医療施設から有料老人ホームへの転換を計画する事業者に対し整備費用を補助するものでございます。

23ページをお願いいたします。下のほうになりますが、４項、１目災害救助費1,561万1,000円の増額補正は、災害義援金配分委員会及び災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬のほか、20節扶助費の災害弔慰金の増でございます。

少しページが飛びまして、28ページをお願いいたします。８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費2,499万9,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の補助金の人吉市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の増などでございます。

30ページから31ページにかけまして、４項都市計画費、１目都市計画総務費1,336万

7,000円の増額補正でございますが、人件費のほか、13節委託料の大規模盛土造成地における滑動崩落防止などの予防対策を進めるための費用でございまして、盛土変動予測調査業務及び馬氷川流域の地滑り箇所の工法検討に係る業務委託などでございます。

32ページをお願いいたします。下のほうになりますが、10款教育費、２項小学校費、２目教育振興費6,972万8,000円の増額補正と、33ページになりますが、３項中学校費、２目教育振興費5,702万4,000円の増額補正は、小中学校において児童・生徒用の学習用パソコン及び電子黒板を整備するものでございます。

35ページをお願いいたします。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費10億7,300万円の増額補正及び３目林道施設災害復旧費３億円の増額補正は、令和２年７月豪雨により被災しました水路等の農業用施設や林道の災害復旧工事等でございます。同じく３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費５億8,400万円の増額補正及び５目河川災害復旧費３億3,000万円の増額補正も、今回の災害におきまして被災しました市道・河川の災害復旧工事の増でございます。

36ページをお願いいたします。５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費8,251万6,000円の増額補正は、まち・ひと・しごと総合交流館の災害復旧工事のほか、市議会議長車の購入費用でございます。13款諸支出金、２項基金費、７目人吉応援団基金費２億円の増額補正は、古都人吉応援団寄附金の増額分を基金へ積み立てるものでございます。最後に、14款、１項、１目予備費を132万8,000円増額いたしております。

以上で、議第99号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第９号）についての補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○水道局長（久本禎二君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。私からは、議第106号令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして補足説明をいたします。

令和元年度人吉市水道事業特別会計決算でございますが、お手元の決算書の２ページと３ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございまして、金額は消費税込みの額でございます。

収入でございますが、第１款水道事業収益は、予算額６億1,123万3,000円に対しまして決算額６億2,511万3,526円で、予算額に対し1,388万526円の増となっております。その内訳でございますが、第１項営業収益、予算額５億8,701万6,000円に対し決算額６億70万1,593円で、1,368万5,593円の増でございます。第２項営業外収益、予算額2,421万4,000円に対し決算額2,435万2,662円で、13万8,662円の増でございます。第３項特別利益は、予算額3,000円に対し決算額５万9,271円で、５万6,271円の増でございます。

次に、支出でございます。第１款水道事業費用は、予算額５億4,214万6,000円に対し決算額５億1,238万3,990円で、不用額2,976万2,010円となっております。その内訳でございま

すが、第１項営業費用、予算額４億9,963万2,000円に対し決算額４億7,840万7,380円で、不用額2,122万4,620円でございます。第２項営業外費用、予算額4,001万2,000円に対し決算額3,380万5,986円で、不用額620万6,014円でございます。第３項特別損失、予算額50万2,000円に対し決算額17万624円で、不用額33万1,376円でございます。第４項予備費、予算額200万円に対し決算額ゼロ円で、全額不用額となっております。

次に、４ページと５ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第１款資本的収入は、予算額4,073万3,000円に対しまして決算額4,079万327円で、予算額に対し５万7,327円の増となっております。その内訳でございますが、第１項企業債、予算額4,000万円に対し決算額も同額の4,000万円でございます。第２項工事負担金は、予算額、決算額ともにゼロ円でございます。第３項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額５万7,728円で、５万6,728円の増となっております。第４項繰入金、予算額73万2,000円に対し決算額73万2,599円で、599円の増となっております。

次に、支出でございますが、第１款資本的支出は、予算額３億4,374万9,532円に対しまして決算額３億2,133万1,631円で、不用額2,241万7,901円となっております。その内訳でございますが、第１項建設改良費、予算額２億6,955万7,532円に対し決算額２億4,913万9,919円、不用額2,041万7,613円でございます。第２項企業債償還金、予算額7,219万2,000円に対し決算額7,219万1,712円で、不用額288円でございます。第３項予備費、予算額200万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額4,079万327円が資本的支出額３億2,133万1,631円に対し不足する額２億8,054万1,304円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,015万1,439円、過年度分損益勘定留保資金2,005万7,532円、当年度分損益勘定留保資金１億6,580万3,413円、繰越利益剰余金7,452万8,920円で補塡をいたしております。

次に、６ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは令和元年度における水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。１の営業収益、縦の右のほうから２列目でございますが、５億5,537万9,333円に対しまして２の営業費用は４億6,840万7,109円で、差し引き営業利益は一番右の列でございます、8,697万2,224円でございます。３の営業外収益2,435万2,782円に対し４の営業外費用は1,907万2,027円で、差し引き営業外利益は528万755円となります。この額と上の営業利益を加えた経常利益は9,225万2,979円となります。これに５の特別利益、６の特別損失を加減したもの、下から４行目でございますが、当年度純利益は9,215万3,108円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金２億9,432万2,006円に、その他未処分利益剰余金変動額３億1,319万6,730円を加えた当年度未処分利益剰余金は６億9,967万1,844円でございます。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。７ページをお願いいたします。下の段の表４でございますが、令和元年度人吉市水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんくださ

い。当年度未処分利益剰余金６億9,967万1,844円のうち、減債積立金として7,219万1,712円、建設改良積立金として3,233万7,208円、合計１億452万8,920円の処分を予定いたしておりまして、翌年度繰越利益剰余金は５億9,514万2,924円となります。

以上が、議第106号令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての概要でございます。

続きまして、議第107号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計決算書の１ページと２ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の決算額でございまして、金額は消費税込みの額でございます。

収入の、第１款下水道事業収益でございますが、予算額11億2,393万5,000円に対しまして決算額11億2,988万2,840円で、予算額に対し594万7,840円の増となっております。その内訳でございますが、第１項営業収益、予算額６億8,573万1,000円に対し決算額６億8,926万3,313円で、353万2,313円の増でございます。第２項営業外収益、予算額４億3,643万6,000円に対し決算額４億3,885万3,220円で、241万7,220円の増でございます。第３項特別利益、予算額176万8,000円に対し決算額176万6,307円で、1,693円の減となっております。

次に、支出でございますが、第１款下水道事業費用、予算額10億3,487万6,000円に対し決算額10億2,074万1,942円で、不用額1,413万4,058円となっております。その内訳でございますが、第１項営業費用、予算額９億1,826万2,000円に対し決算額９億897万678円で、不用額929万1,322円でございます。第２項営業外費用は、予算額１億1,072万9,000円に対し決算額１億1,072万8,782円で、不用額218円でございます。第３項特別損失、予算額188万5,000円に対し決算額104万2,482円で、不用額84万2,518円でございます。第４項予備費でございますが、予算額400万円に対し決算額ゼロ円で、全額不用額となっております。

次に、３ページと４ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第１款資本的収入、予算額5,234万5,000円に対しまして決算額5,234万4,350円で、予算額に対し650円の減となっております。その内訳でございますが、第１項企業債、予算額3,050万円に対しまして決算額3,050万円で、増減はございません。第２項負担金、予算額184万4,000円に対し決算額184万4,350円で、350円の増となっております。第３項補助金、予算額2,000万円に対し決算額2,000万円で、増減はございません。第４項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額ゼロ円で、1,000円の減となっております。

次に支出でございますが、第１款資本的支出、予算額４億8,856万9,000円に対し決算額４億7,550万8,077円で、不用額1,306万923円となっております。その内訳でございますが、第１項建設改良費、予算額8,147万6,000円に対し決算額7,480万3,411円で、不用額667万2,589円となっております。第２項企業債償還金、予算額４億609万3,000円に対し決算額４

億70万4,666円で、不用額538万8,334円でございます。第３項予備費、予算額100万円に対し決算額ゼロ円で、不用額100万円となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額5,234万4,350円が資本的支出額４億7,550万8,077円に対して不足する額４億2,316万3,727円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額296万7,012円、当年度分損益勘定留保資金３億5,892万7,071円、繰越利益剰余金6,126万9,644円で補填をいたしております。

次に、５ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは令和元年度における公共下水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。

１の営業収益、縦の右のほうから２列目でございますが、６億3,536万7,734円に対しまして２の営業費用は８億8,873万5,870円で、差し引き営業利益は一番右の列の２億5,336万8,136円の不足でございます。３の営業外収益４億3,882万3,105円に対し４の営業外費用は7,996万6,153円で、差引額は３億5,885万6,952円でございます。この額と営業利益を合わせた経常利益は１億548万8,816円となります。これに５の特別利益、６の特別損失を加減した当年度純利益は、下から４行目になりますが、１億617万3,886円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金１億9,428万8,283円と、その他未処分利益剰余金変動額２億5,281万4,024円を加えた当年度未処分利益剰余金は５億5,327万6,193円となります。

次に、利益の処分について御説明を申し上げます。７ページをお願いいたします。令和元年度人吉市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。当年度未処分利益剰余金５億5,327万6,193円のうち、減債積立金として6,126万9,644円の処分を予定しておりまして、処分後残高繰越利益剰余金は４億9,200万6,549円でございます。

以上が、議第107号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定の概要でございます。

なお、先ほど御説明いたしました議第106号とともに、剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員による決算審査意見書などを添付いたしております。御審議方、よろしくお願いいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。私のほうからは、報第４号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての補足説明をさせていただきます。

お手元の議案書は、44ページをお願いいたします。これは、地方自治法第180条第１項の規定により令和２年８月19日に専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

件名は、損害の賠償についてでございます。賠償の理由でございますが、令和２年５月21日午前９時ごろ、村山公園の園路を散歩していた歩行者が、園路に残っていた藤棚の基礎

につまずいて転倒し、負傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

事故の原因となった藤棚の基礎は、昭和62年に設置されたものでございまして、その後、通行の支障となることから、平成５年に藤棚は撤去されたものの、基礎は撤去されず、今回の事故に至っております。事故判明後、速やかに撤去を行いまして、現在フラットになっており、歩行の支障となるものはございません。

損害賠償の額は、１万5,190円でございます。これは、治療費と診断書代でございます。賠償の相手方は、人吉市下薩摩瀬町760番地４、大瀬愛子様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

以上で、報第４号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての補足説明を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここでお諮りします。議第116号区域外の公の施設の利用については、議会運営委員長の報告にありましたように、委員会付託を省略し、直ちに審議及び採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議及び採決することに決しました。

質疑を行います。

本件について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第116号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、議第116号は原案可決確定しました。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

意見第２号住民の生命・財産を守るため球磨川水系の抜本的治水対策を求める意見書（案）、意見第３号令和２年７月豪雨災害による被災地の早期復興のための支援強化を求める意見書（案）、意見第４号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の３件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　意見第２号

○議長（西　信八郎君）　まず、意見第２号について、提出者の説明を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第２号

住民の生命・財産を守るため球磨川水系の抜本的治水対策を求める意見書（案）

本市を含む九州中南部を中心に令和２年７月３日深夜から４日未明の短時間に、過去にない猛烈な雨が降り注いだ。この豪雨は、支流を含む球磨川水系の大氾濫を招き、市街地の多くを飲み込んで住民の生命・財産に未曾有の甚大かつ深刻な被害をもたらした。その後の被災住民及び被災自治体が苦悩し、疲弊した状況については、安倍内閣総理大臣・蒲島熊本県知事を初めとする関係閣僚等が現地視察に入られ、しっかり確認をされているところでもある。

この球磨川の氾濫については、昭和40年、47年の大水害以来、流域自治体・熊本県・国の機関において、ダム計画の議論など長い年月をかけて幾度も話し合いを続け、度々意見書等を関係機関に提出してきている。一方では部分的な河床掘削、護岸整備、沿岸住宅地のかさ上げなどを施して、なんとかこれまではしのいできたところではあるが、抜本的な解決には至っていない。

しかしながら、数十年に一度といわれるような予想をはるかに超える豪雨は、地球規模で温暖化が進行している気象下にあって、近い将来、何度も発生することが懸念される。

今、被災者を初めとする本市住民は、将来起こりうる水害発災への不安におびえ、その絶頂に達しつつある。このような深刻な状況を踏まえ、国・県におかれては、二度と今回のような災害が起きないよう、また、本市住民が安全に安心して生活できるよう、一日一刻も早い抜本的治水対策を構築していただくよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和２年９月１日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島　理森　様
参議院議長	山東　昭子　様
内閣総理大臣	安倍　晋三　様
内閣官房長官	菅　　義偉　様
財務大臣	麻生　太郎　様
国土交通大臣	赤羽　一嘉　様
内閣府特命担当大臣（防災）	武田　良太　様
熊本県知事	蒲島　郁夫　様

意見第２号

住民の生命・財産を守るため球磨川水系の抜本的治水対策を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和２年９月１日

人吉市議会議長　西　　信八郎　様

提出者　人吉市議会議員

宮　﨑　　保	大　塚　則　男
牛　塚　孝　浩	豊　永　貞　夫
徳　川　禎　郁	池　田　芳　隆
平　田　清　吉	宮　原　将　志
犬　童　利　夫	高　瀬　堅　一
松　村　　太	西　　洋　子
田　中　　哲	本　村　令　斗
塩　見　寿　子	井　上　光　浩
福　屋　法　晴	

以上でございます。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　球磨川の氾濫の年代、昭和40年と47年でいいんですか。47年て覚えの

なかばってんな。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　済みません。これは45年だと思うんですが。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時07分　休憩

午後０時11分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　田中議員の御指摘について、お答えいたします。

これまでの主なもので、昭和40年が非常に重いもの、その後に、昭和47年から本日までにたくさんの水害が発災しております。その中で代表として昭和47年の大水害以来ということで、これは全てを含むということで書いておりますので御理解よろしいでしょうか。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　昭和40年と57年じゃないんですか、大きな水害。大体そういう２つの水害を、今まで説明してこられたと思うんですけれども。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時13分　休憩

午後１時20分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

意見第２号につきまして、田中議員より文言の訂正がございました。「昭和40年、47年の大水害以来」を、「47年」を「57年」ではないかということでございましたけれども、昭和40年、47年、両方とも水害があっておりまして、この大水害以来ということで、57年もこれに含むということで、文言については間違っておりません。また、提案者の福屋議員のほうから、意見書につきましては全員の署名をいただいて、その時点で内容については確認をいただいているということでございましたので、この案のまま提出させていただきます。

このほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。意見第２号について、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第２号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第２号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程　意見第３号

○議長（西　信八郎君）　次に、意見第３号について、提出者の説明を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　皆さん、こんにちは。提案理由の説明は、意見書の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第３号

令和２年７月豪雨災害による被災地の早期復興のための支援強化を求める意見書（案）

令和２年７月３日深夜から４日未明にかけ、九州中南部を中心にとてつもなく広範囲な線状降水帯を形成し降り注いだ豪雨は、支流を含む球磨川の大氾濫を招き、本市市街地など中流域に過去にないような甚大で深刻な被害をもたらした。そのような中で自衛隊を初め国、熊本県、全国の自治体などにおかれては救命活動、救護活動、支援活動と迅速な対応をいただき、深く感謝をいたすところである。その後も段階的にさまざまな支援メニューを提供いただいており、被災者のやり場のない苦悩、描けない将来への不安に少なからず希望の道を示していただいている。

しかしながら、復興への道はまだ緒についたばかりであり、新型コロナウイルス感染症対策とも相まって、乗り越えなければならない課題は山積している。また、この水害でまちの姿は一変してしまっており、同じところで以前と変わりない生活ができるものなのか悲嘆に暮れる住民も多く、災害に強い新しいまちづくりが本市の大きなテーマとなっている。

現在でも多くの支援をいただいていることは十分承知しているところであるが、このような状況を踏まえ、安全安心な生活を一日でも早く取り戻すために、下記の事項について、より一層の支援強化を求めるものである。

記

１　抜本的治水対策とともに築く新たなまちづくりに１日も早く着手し、歩き出すために、従来の原形復旧型の復旧・復興にはとどまらない未来型復興まちづくりへの全面的な支

援を行うこと。

2　被災者の生活再建、市の再興のための絶対条件である、日常の暮らしを取り戻し、生活の糧を得るために、熊本地震、コロナ禍と豪雨被害の三重苦に苦しむ事業者等の生業再建に向けた全面的な支援を行うこと。

3　行財政改革の途上にあり、厳しい市財政の負担が可能な限りゼロに近くなるよう、東日本大震災同等の手厚い財政支援を行うこと。

【復旧・復興のため引き続き支援を求めるもの】

・激甚災害（本激）への早期指定とそれに伴う財政援助等の適用
・公共土木施設、球磨川水系の被災箇所の早期復旧
・球磨川流域の安全・安心に向けた検証
・被災者の生活再建のための全面的支援
・被災企業並びに医療・福祉施設等の復旧を図るための「グループ補助金」の措置等を初め、制度のスピード化、効果的運用のための人的支援
・災害廃棄物、排出土砂等の早期処理に向けた支援
・被災者への住宅供給のための全面的な支援
・ＪＲ肥薩線、くま川鉄道の早期復旧に向けた支援
・農林水産基盤の早期復旧及び農林水産業に対する支援
・被災した文化財等の早期復旧と教育文化環境への配慮
・旅館・ホテルを避難所として活用するなど、観光業に対する支援
・公共施設等の早期復旧に向けた支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和２年９月１日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島　理森　様
参議院議長	山東　昭子　様
内閣総理大臣	安倍　晋三　様
内閣官房長官	菅　　義偉　様
総務大臣	高市　早苗　様
財務大臣	麻生　太郎　様
文部科学大臣	荻生田光一　様
厚生労働大臣	加藤　勝信　様
農林水産大臣	江藤　　拓　様

経済産業大臣　　梶山　弘志　様
国土交通大臣　　赤羽　一嘉　様
環境大臣　　小泉進次郎　様
内閣府特命担当大臣　　武田　良太　様
（防災）
経済再生担当大臣　　西村　康稔　様
まち・ひと・しごと
　　創生担当大臣　　北村　誠吾　様
熊本県知事　　蒲島　郁夫　様

意見第３号

令和２年７月豪雨災害による被災地の早期復興のための支援強化を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和２年９月１日

人吉市議会議長　西　　信八郎　様

提出者　人吉市議会議員

大　塚　則　男	牛　塚　孝　浩
福　屋　法　晴	豊　永　貞　夫
徳　川　禎　郁	池　田　芳　隆
平　田　清　吉	宮　原　将　志
犬　童　利　夫	高　瀬　堅　一
松　村　　太	西　　洋　子
田　中　　哲	本　村　令　斗
塩　見　寿　子	井　上　光　浩
宮　﨑　　保	

以上でございます。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。意見第３号について、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第３号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第３号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程　意見第４号

○議長（西　信八郎君）　次に、意見第４号について、提出者の説明を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第４号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地方経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい財政状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

１　地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

２　地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

３　令和２年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含

め弾力的に対応すること。

4　税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5　とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和２年９月１日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島　理森　様
参議院議長	山東　昭子　様
内閣総理大臣	安倍　晋三　様
内閣官房長官	菅　　義偉　様
総務大臣	高市　早苗　様
財務大臣	麻生　太郎　様
経済産業大臣	梶山　弘志　様
経済再生担当大臣	西村　康稔　様
まち・ひと・しごと創生担当大臣	北村　誠吾　様

意見第４号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和２年９月１日

人吉市議会議長　西　　信八郎　様

提出者　人吉市議会議員

大　塚　則　男　　牛　塚　孝　浩

福　屋　法　晴　　豊　永　貞　夫
徳　川　禎　郁　　池　田　芳　隆
平　田　清　吉　　宮　原　将　志
犬　童　利　夫　　高　瀬　堅　一
松　村　　太　　西　　洋　子
田　中　　哲　　本　村　令　斗
塩　見　寿　子　　井　上　光　浩
宮　﨑　　保

以上でございます。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。意見第４号について、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第４号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第４号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後１時35分　散会

令和２年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第２号）

令和２年９月10日　木曜日

１．議事日程第２号

令和２年９月10日　午前10時　開議

日程第１　議第 93号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号））

日程第２　議第 94号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号））

日程第３　議第 95号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号））

日程第４　議第 96号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号））

日程第５　議第 97号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号））

日程第６　議第 98号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市災害派遣手当の支給に関する条例）

日程第７　議第 99号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第９号）

日程第８　議第100号　令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議第101号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第10　議第102号　令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第11　議第103号　令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第12　議第104号　令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第13　議第105号　令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）

日程第14　議第106号　令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について

日程第15　議第107号　令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について

日程第16　議第108号　人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例の制定について

日程第17　議第109号　子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議第110号　人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議第111号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議第112号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条

例の制定について

日程第21　議第113号　人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例の制定について

日程第22　議第114号　人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議第115号　人吉市営単独住宅条例の制定について

日程第24　報第　４号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第25　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

治水・防災に関する特別委員会の設置について

３．出席議員（18名）

１番	松村　太	君
２番	徳川禎郁	君
３番	池田芳隆	君
４番	牛塚孝浩	君
５番	西　洋子	君
６番	宮原将志	君
７番	塩見寿子	君
８番	高瀬堅一	君
９番	宮﨑　保	君
10番	平田清吉	君
11番	犬童利夫	君
12番	井上光浩	君
13番	豊永貞夫	君
14番	福屋法晴	君
15番	本村令斗	君
16番	田中　哲	君
17番	大塚則男	君
18番	西　信八郎	君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	廣田五浩君
建設部長	瀬上雅暁君
企画政策部次長	渕上聖也君
総務課長	森下弘章君
財政課長	永田勝巳君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、議案質疑を行います。また、議案質疑終了後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第１　議第93号

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより質疑を行います。

なお、質疑は一般質問にならないようお願いいたします。

まず、日程第１、議第93号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号））を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　まず、私のほうから、10ページの民生費、災害救助費の中の需用費の食糧費、避難所の食事の件だと、確かこの間、説明があったんですけど、国も健康を保つために、温かいものや野菜、果物を入れるように通知でやっているんですけど、人吉市でそれが行われてないということで、避難所でちょっと言われたのは、コロナ禍がそこにあるからやってないんだと言われたんですけど、周辺の山江村や相良村、あさぎり町、錦町などに行く機会がありまして、そこで聞いたところ、避難所においてはやっぱり炊き出しが行われているということがわかりまして、人吉市だけ行われない特別な理由があるというのは理解ができなくて、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○総務部長（小澤洋之君）　議員の皆さん、おはようございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

避難所におきましては、食事の提供でございますけれども、お弁当を支給しております。そのお弁当の献立についても数種類のお弁当を準備をいたしまして、避難者の方に提供をしてまいったというところでございます。

炊き出しにつきましては、民間の団体から炊き出しの提供といいますか、申し出等も数件ございましたけれども、やはり夏場ということもありまして、食中毒の心配ですとか、炊き出しの申し出をされる団体の方が市内以外の熊本市内とか、そういったよそからの炊き出しの希望とかもございましたので、コロナウイルス感染症対策の一環といたしまして、避難所内においての炊き出しは基本的にお断りをしてきたというところでございます。その代わりに栄養過多にならないようにメニュー等も配慮しながら、お弁当で本市のほうは対応させていただいたというところでございます。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　メニューは工夫されているとは思うんですけど、やはりどうしても同じようなものになってしまってるらしいんですね、被災者の方に伺うとですね。よそから来られるので、コロナウイルス感染症対策上、問題だと今おっしゃいましたが、やっぱりいわゆる婦人会とか、ほかの町村にお願いして、そこだけとは限りませんけど、工夫次第でできないことはないと思うんですよ。特に国がやっぱり健康上の問題を言ってますからですね。そこは考えて、やる方向ですべきじゃないかと思うんですが、炊き出しですね。いかがなんでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君）　炊き出しにつきましては、確かに議員おっしゃるように、人吉市内の、例えば女性部であるとか、そういった団体の炊き出しというのも申し出があれば、それは可能性としてはあると思いますけれども、炊き出しをされる方もやはり被災をされておりますので、避難所の避難されている方については、市の保健師を中心にアンケート調査、メニュー等を行っております。やはり避難所の方々の声といたしましては、新鮮な野菜がやっぱり不足していると、温かいものが食べたいというような御要望があっておりますので、炊き出しに限らず、そういった御要望にしっかりお応えできるようなメニューをしっかり準備をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　最後ですので、質問は行いません。ぜひ炊き出しを私としては実現してほしいということを言いまして、質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第２　議第94号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、議第94号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号））を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第３　議第95号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第３、議第95号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号））を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第４　議第96号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第４、議第96号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号））を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第５　議第97号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第５、議第97号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号））を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　おはようございます。

７ページの一番上の１項地方交付税です。これは開会日に総務部長から中長期派遣職員の人件費だということで説明がありました。７月の豪雨によって、市の職員だけでは到底足りない業務が発生しているわけで、当初は多分、災害応援という形でほかの自治体から応援に来られていたと思います。この人件費は派遣元の自治体が支出されていたと思います。今回の中長期派遣のこれは国が８割、多分地元が２割だと思うんですけども、この辺についてどういった人数とか、あるいはこの２割の財源が丸々人吉市が支出するのか、あるいはほかに２割の部分も、あるいはいろんな国からの補助とか、そういうのがあるのか、その辺について概要的なものをお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、中長期派遣職員に係る費用の財源でございますけれども、議員おっしゃいましたとおり、特別交付税により措置されるということでございます。ですので、特別交付税のみの措置ということでございますので、原則県の負担はないということでございます。

負担割合につきましては、議員おっしゃいましたように、国が８割、市が２割という負担割合になっております。

それから、派遣の人数でございますけれども、７月の末に県に対しまして派遣要請を行っておりまして、現在49名の方を要請をしているというところでございます。

また、派遣職員につきましては、今申し上げた要請とは別に９月１日から熊本県から２人派遣をいただいているところでございます。

議員おっしゃいました、その負担割合の２割の部分でございますけれども、原則２割、市町村の負担というふうになっておりますが、先の大きな災害におきましては、そこの２割の

部分を一定の割合を国が見ていただいたというような事例もございますので、そこのところはしっかり県を通じまして、国に極力２割の負担が少なくなるように、しっかり要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　49名の要請をされたということで、この方たちの中長期ということで、何カ月、あるいは年、それぞれあると思うんですね。熊本県の熊本地震の際も、ことしの４月１日の熊本県のホームページで調べたら、まだ要請されているんですよね、派遣職員を。ということは、年単位での派遣の要請になるかと思うんですが、その場合のこの49名の宿泊場所とかそういったのも、人件費もあわせて市が見なくちゃいけないんですか。その辺についてお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

中長期派遣職員にかかわります、いわゆる宿泊の場所でございますけれども、費用につきましては市町村の負担ということでございまして、今回、予算のほうにも計上させていただいております。実際のところ、人吉市内では今、非常にそういった借りれる物件というものが非常に少なくなっておりまして、現在、市内の家財道具ですとか家具、そういったものが一定の家財道具がそろっているウイークリーマンション的な、そういったところを今借りておるというところでございます。

また、市内におきましては、県警ですとか、また県職員の方々の住宅もございますので、現在、県のほうにそれらの住宅を借りれないかどうか交渉を行っているというところでございます。

それから、もしそれで宿泊をする箇所が賄えないということになりますと、市以外のところでの近隣市町村で、そういったウイークリーマンションを借りるということになりますけれども、今49名を要請しておりますけれども、実際のところ何名来ていただけるのか、はっきりした部分がわかりませんので、そこはその人数に応じて宿泊の場所についてはしっかり確保してまいりたいというふうに考えております。

それから、期間についてお尋ねがございましたけれども、まず現在のところ、事務職におきましては短い方でことしの12月31日まで、また予算の関係もございまして、本年度いっぱい３月31日までを予定しておりまして、最長でも今のところ、令和４年３月31日までという予定でおります。

それから、技術職につきましては、基本的に事務職とほぼ同様の取り扱いとしておりますけれども、やはり災害復旧業務等に時間を要することから、最長で令和５年３月31日までの派遣をお願いしたいというふうに考えております。

それから、業務内容の進捗によっては、派遣期間の延長もあり得るということでございま

すけれども、こちらにつきましては、当然、相手方がございますので、その際は相手方と十分、検討・協議を進めながら行っていく必要があるというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　応援に来ていただける方は、非常にありがたいと思います。本市の職員の方が過労にならないように配慮もお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西　信八郎君）　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第６　議第98号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第６、議第98号専決処分の承認を求めることについて（人吉市災害派遣手当の支給に関する条例）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第７　議第99号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第７、議第99号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　議第99号令和２年度人吉市一般会計補正予算について、お尋ねいたします。

予算書は17ページです。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、13節の委託料について、お尋ねいたします。ふるさと納税業務委託料として9,372万1,000円が計上されておりますが、その内容についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、令和２年７月豪雨以降、全国の皆様からふるさと納税を通じて、本市の被災者を支援しよう、また復旧・復興の一助にしてほしいとのありがたいお心遣いにより、昨年７月の１カ月の寄附額が1,069万円であったのに対しまして、ことし７月は２億9,311万円と飛躍的に増加をしておりまして、８月も７月ほどではないにしろ、前年比を大きく上回る寄附をいただいております。災害支援特設サイトを通じて寄附をいただきました分につきましては、返礼品やポータルサイトに支払う委託料は発生いたしませんが、通常分で寄附をいただきました分につきましては、寄附金額の約３割の返礼品の調達を含む、

ポータルサイトへの委託料、必要経費が発生することから、歳入で計上しておりますひとよし応援団基金の増額に見合う分につきまして、歳出におきましても今回増額をお願いしたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　金額に応じて３割の返礼になるということで、今回の補正が発生しているということがわかりました。全国からたくさん、本当に今回の災害で寄せられております。大切に使っていただきますように、どうぞよろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第８　議第100号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第８、議第100号令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第９　議第101号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第９、議第101号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第10　議第102号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第10、議第102号令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第11　議第103号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第11、議第103号令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第12　議第104号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第12、議第104号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第13　議第105号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第13、議第105号令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第14　議第106号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第14、議第106号令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第15　議第107号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第15、議第107号令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第16　議第108号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第16、議第108号人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　おはようございます。

人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例の制定について、質疑を行います。

この条例案は、人吉市の復興計画を策定するに当たり、必要な事項を審議するために策定委員会を設置するものでありますが、この委員会のメンバーは復興計画の趣旨や基本方針にのっとって選ばれるというふうに思っております。

そこで、人吉市の復興計画の趣旨や基本方針はどのようなものかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

今回の水害からの喫緊の課題である復旧に全力で取り組むとともに、今回の未曽有の大水害の経験から、復興に当たっても地方自治、都市計画、産業振興、中心市街地のあり方など、具体的な方向性を検証・決定していく必要があることから、復興に向けた復興への道筋をお示しするべく、復興計画を策定することとしておりますが、その復興計画を策定するに当たっての基本的な考え方を示すものとして、基本方針の策定作業を行っているところでございます。

現在、担当課を中心に素案を作成しまして、市庁舎内の全職員を対象に、パブリックコメントを行っているところでございまして、そこで出されました意見も溶け込ませた上で、今後のまちづくりや防災などに精通された有識者の方のアドバイスをいただきながら、今月末をめどとして、この基本方針のほうを策定、お示しできればと思っております。

従いまして、現時点ではまだ固まっておりませんが、主な基本方針の構成といたしまして、復興計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画策定の区域（エリア）、計画実施の主体（担い手）、計画の期間、計画の将来像（ビジョン）、計画における基本方針、計画における施策の柱、計画策定から実施にいたる組織・機関、策定から実施にいたるスケジュールなどを示した計画にしたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　基本方針、今策定中ということですので、できましたら、また示していただければというふうに思います。

２回目ですけれども、この復興計画は今後の人吉市の復興まちづくりの重要な計画になってくるというふうに思いますが、この計画を策定する委員会のメンバーはどのような方々を考えられているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

現在の計画では、25人程度の方に参加をいただくことを考えております。

メンバー構成につきましては、総合計画策定委員会の例に倣い、市内の各種団体からの推薦、有識者をもって構成していくことを想定しておりますが、今回は特に幅広い世代からの御意見をいただきたいということ、年齢構成等にも配慮するとともに、防災という命題もございますので、先ほど宮原議員から御指摘いただきましたが、いろんな方に入っていただき

まして、計画の範囲を市全体としておりますので、被害の大きかった市内中心部のみではなくて、市全体、さらに場合によっては有識者については市外からのメンバーも入っていただくことを想定しております。

以上、お答えいたします。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　ほかにございませんか。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　質問します。

ただ今、宮原議員のほうから、私も聞きたかった件はいくつか出ましたので、１点だけお尋ねします。

このメンバーについての選考というものは、選考委員会か何かをつくってされるのかお尋ねします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　メンバーについては、庁内で協議をいたしまして決定したいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　選考委員会をつくるんですか。

○企画政策部長（小林敏郎君）　失礼いたしました。

庁内に復興計画策定委員会をつくりますので、復興計画策定委員会のメンバーにつきましては、庁内で決定をしたいというふうに考えております。

メンバーの方は、市民の各種各層の方でございます。それに、先ほど申しましたように、外部からの有識者等にも入っていただく想定でおります。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第17　議第109号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第17、議第109号子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第18　議第110号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第18、議第110号人吉応援団基金条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第19　議第111号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第19、議第111号人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第20　議第112号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第20、議第112号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第21　議第113号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第21、議第113号人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　議第113号人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例について、質疑をいたします。

今回、令和２年７月豪雨災害により、これらの委員会が設置されるということですが、どのような方々、どのような方法で選出されるのか、また構成の人数は何人なのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

まず、災害義援金配分委員会につきましては、委員10人以内をもって構成する予定でございまして、委員長は副市長をもって充てまして、その他の委員につきましては学識経験を有する方、各種団体の推薦を受けた方などを予定しております。

また、災害弔慰金等支給審査委員会につきましては、委員５人以内で、災害関連の死亡が発生した場合の弔慰金の審査をお願いいたしますので、医学に関して優れた識見を有する方

や、法律に関して優れた識見を有する方を想定し、医師や弁護士の方などを予定しております。

また、選定方法につきましては、公平・中立の立場で審査をしていただく予定でございますので、先ほど申し上げました団体等の中から市のほうでお願いをするというような形をとらせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　一つお尋ねします。

先ほどの復興計画の策定委員会とメンバーが被るというようなことはございませんか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　まず、災害義援金配分委員会のほうにつきましては、学識経験を有する方、各種団体の推薦ということでございましたので、重複する可能性もございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　皆さんは水害によって、もう全てをなくされたと、皆さんおっしゃいます。もうこの義援金、たくさん全国からふるさと納税と同じように寄せられておりますので、１日も早く被災された方に届きますように、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ほかにございませんか。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　議第113号について、徳川議員のほうから、私が聞きたいことも聞いていただきましたので、１点お伺いします。

被災者の方たちの意見は酌み取るのかという点をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　これには、やはり公平・中立的な立場で金額等を決めていただきますので、この点につきましては被災者の方々は委員等にも選出はできませんので、意見を酌み取るのはちょっと厳しいのかなと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　わかりました。ぜひ、委員の皆様には、被災者に寄り添って策定いただきますようによろしくお願いして、質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第22　議第114号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第22、議第114号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第23　議第115号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第23、議第115号人吉市営単独住宅条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第24　報第４号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第24、報第４号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

本報告について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本報告についての質疑を終了いたします。

○議長（西　信八郎君）　以上で、議第93号から報第４号までの24件についての質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時34分　休憩

午前10時59分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで日程の追加についてお諮りします。

治水・防災に関する特別委員会の設置についてを日程に追加することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　治水・防災に関する特別委員会の設置について

○議長（西　信八郎君）　お諮りをします。

治水・防災に関する諸問題の調査を目的とする特別委員会を設置し、名称を治水・防災に関する特別委員会とし、委員18名をもって構成することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、委員18名による治水・防災に関する特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任につきましては、人吉市議会委員会条例第６条第１項の規定により、松村太議員、徳川禎郁議員、池田芳隆議員、牛塚孝浩議員、西洋子議員、宮原将志議員、塩見寿子議員、高瀬堅一議員、宮﨑保議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、福屋法晴議員、本村令斗議員、田中哲議員、大塚則男議員、そして私、西信八郎の18名を指名することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました18名の議員を治水・防災に関する特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任された特別委員会委員は、直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、議長に報告していただきますようお願いします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時01分　休憩

午前11時17分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

報告いたします。

治水・防災に関する特別委員会委員長に田中哲議員、副委員長に池田芳隆議員が選任されました。

お諮りいたします。

治水・防災に関する特別委員会は、調査終了するまで設置し、閉会中も継続して審査及び調査をすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、本特別委員会は、調査終了するまで設置し、閉会中も継続して審査及び調査をされるよう決します。

日程第25　委員会付託

○議長（西　信八郎君）　次に日程第25、委員会付託を行います。

お諮りをいたします。議第93号から議第115号まで、並びに陳第６号を一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和２年９月第４回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第93号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号））につきましては、２ページの［別記１］に記載のとおり、議第95号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号））につきましては、３ページの[別記２]に記載のとおり、議第97号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号））につきましては、４ページの[別記３]に記載のとおり、議第99号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第９号）につきましては、５ページの[別記４]に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、６ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第 93号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号））	各委［別記１］
議第 94号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号））	厚生
議第 95号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号））	各委［別記２］
議第 96号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号））	経建
議第 97号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号））	各委［別記３］
議第 98号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市災害派遣手当の支給に関する条例）	総文
議第 99号	令和２年度人吉市一般会計補正予算（第９号）	各委［別記４］
議第100号	令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第101号	令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第102号	令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第103号	令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第104号	令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第105号	令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）	経建
議第106号	令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第107号	令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第108号	人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例の制定について	総文
議第109号	子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第110号	人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第111号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第112号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第113号	人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例の制定について	厚生
議第114号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建

議第115号	人吉市営単独住宅条例の制定について	経建
陳第 6号	肥薩線及びくま川鉄道の早期復旧、復興についての陳情書	総文

［別記１］

議第93号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号））		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
	第２条	地方債の補正
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正 ２款　総務費（１項　総務管理費） ３款　民生費（４項　災害救助費の一部） ９款　消防費 14款　予備費
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正 ２款　総務費（２項　徴税費） ３款　民生費（２項　児童福祉費及び４項　災害救助費の一部） ４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正 ３款　民生費（４項　災害救助費の一部） 11款　災害復旧費（３項　公共土木施設災害復旧費）

［別記２］

議第95号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号）） ○予算委員会　第１条　歳入予算の補正（全款） 第３条　地方債の補正 ○総務文教委員会　第１条　歳出予算の補正 ３款　民生費（４項　災害救助費の一部） 10款　教育費 11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費及び５項　その他公共施設公用施設災害復旧費） 14款　予備費 ○厚生委員会　第１条　歳出予算の補正 ３款　民生費（４項　災害救助費の一部） ４款　衛生費 11款　災害復旧費（１項　厚生労働施設災害復旧費） ○経済建設委員会　第１条　歳出予算の補正 ３款　民生費（４項　災害救助費の一部） ７款　商工費 11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費及び３項　公共土木施設災害復旧費） 第２条　債務負担行為の補正（３款　民生費（４項　災害救助費））

［別記３］

議第97号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号））	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款） 第３条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費（１項　総務管理費） ３款　民生費（４項　災害救助費の一部） 11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費及び５項　その他公共施設公用施設災害復旧費） 14款　予備費
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ３款　民生費（４項　災害救助費の一部） ４款　衛生費 第２条　債務負担行為の補正（４款　衛生費（２項　清掃費））
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ３款　民生費（４項　災害救助費の一部） ６款　農林水産業費 11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費及び３項　公共土木施設災害復旧費） 第２条　債務負担行為の補正（３款　民生費（４項　災害救助費））

［別記４］

議第99号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第９号）		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
	第３条	地方債の補正
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正
		１款　議会費
		２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費を除く）
		９款　消防費
		10款　教育費
		11款　災害復旧費（５項　その他公共施設公用施設災害復旧費（１目18節））
		13款　諸支出金
		14款　予備費
	第２条	債務負担行為の補正（２款　総務費（１項　総務管理費））
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正
		２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費）
		３款　民生費
		４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正
		６款　農林水産業費
		７款　商工費
		８款　土木費
		11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費、３項　公共土木施設災害復旧費及び５項　その他公共施設公用施設災害復旧費（１目13節及び15節））

［提出陳情件名］

陳第６号　肥薩線及びくま川鉄道の早期復旧、復興についての陳情書

［継続審査件名］

○経済建設委員会

陳第５号　地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時20分　散会

令和２年９月第４回人吉市議会定例会会議録（第３号）

令和２年９月24日　木曜日

１．議事日程第３号

令和２年９月24日　午前10時　開議

日程第１	議第93号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号））	各委
日程第２	議第95号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号））	各委
日程第３	議第98号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市災害派遣手当の支給に関する条例）	総文
日程第４	議第97号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号））	各委
日程第５	議第94号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第２号））	厚生
日程第６	議第96号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号））	経建
日程第７	議第108号	人吉市復興計画策定員会の設置に関する条例の制定について	総文
日程第８	議第109号	子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第９	議第110号	人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第10	議第111号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第11	議第112号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第12	議第113号	人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例の制定について	厚生
日程第13	議第114号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第14	議第115号	人吉市営単独住宅条例の制定について	経建
日程第15	議第99号	令和２年度人吉市一般会計補正予算（第９号）	各委
日程第16	議第100号	令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）	
日程第17	議第101号	令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算	

（第３号）　　厚生

日程第18　議第102号　令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）　　厚生

日程第19　議第103号　令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）　　厚生

日程第20　議第104号　令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）　　厚生

日程第21　議第105号　令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）　　経建

日程第22　陳第６号　肥薩線及びくま川鉄道の早期復旧、復興についての陳情書　　総文

日程第23　新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

日程第24　人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第25　議員派遣について

日程第26　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第117号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第10号）

・追加日程

議第118号　令和元年度人吉市歳入歳出決算認定について

報第　５号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・追加日程

令和元年度決算特別委員会の設置について

３．出席議員（18名）

１番　松　村　　太　君

２番　徳　川　禎　郁　君

３番　池　田　芳　隆　君

４番　牛　塚　孝　浩　君

５番　西　　洋　子　君

６番　宮　原　将　志　君

７番　塩　見　寿　子　君

８番　高　瀬　堅　一　君

9番	宮崎　保	君
10番	平田清吉	君
11番	犬童利夫	君
12番	井上光浩	君
13番	豊永貞夫	君
14番	福屋法晴	君
15番	本村令斗	君
16番	田中　哲	君
17番	大塚則男	君
18番	西　信八郎	君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人	君
副市長	迫田浩二	君
監査委員	井上祐太	君
教育長	末次美代	君
総務部長	小澤洋之	君
企画政策部長	小林敏郎	君
市民部長	丸本　縁	君
健康福祉部長	告吉眞二郎	君
経済部長	廣田五浩	君
建設部長	瀬上雅暁	君
企画政策部次長	渕上聖也	君
総務課長	森下弘章	君
財政課長	永田勝巳	君
会計管理者	徳澄賢次	君
水道局長	久本禎二	君
教育部長	椎屋　彰	君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美	君
次長	桒原　亨	君
庶務係長	平山真理子	君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります前に、７月豪雨に際しまして、人吉市に対して、各議会、自治体並びに各種団体から温かい御支援並びに義援金等をいただいておりますことに、議会からも厚く御礼を申し上げます。

では、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第１　議第93号

○議長（西　信八郎君）　日程第１、議第93号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第１、議第93号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号））のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款、第２条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に23億6,307万8,000円を追加し、歳入予算の総額を217億8,373万6,000円とするものです。

今回の補正の主なものにつきましては、令和２年７月豪雨の災害対応経費や避難所運営費等の財源調整のための財源調整基金繰入金、発災直後の緊急対応分の災害廃棄物仮置場管理運営業務委託に対する災害等廃棄物処理事業費補助金や堆積土砂排除事業費補助金などの国庫支出金の増額補正によるものです。そのほか、避難所開設に伴う災害救助費負担金の県負担金の増額補正や、災害復旧債の起債によるものなどであります。

委員からは、災害等廃棄物処理事業費補助金について質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　議員の皆さん、おはようございます。

日程第１、議第93号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、

審査の結果の主なものを報告いたします。

２款総務費、１項総務管理費、９目情報管理費の増額補正は、今回の災害について、カルチャーパレスホール棟で進めている罹災証明書発行業務や被災者の生活再建支援業務に使用するノートパソコンや複写機のリース料、並びに電話機やプリンターの購入費です。

３款民生費、４項災害救助費、１目災害救助費の増額補正は、３節、職員が避難所運営などに勤務する際の宿日直手当です。11節、電気料のうち、600万円と上下水道代は、学校施設を避難所として利用した分を計上したものです。14節使用料及び賃借料の会場借り上げ料は、スポーツパレスの借り上げ料です。12節役務費のうち、し尿くみ取り手数料と、13節委託料のうち、清掃委託料、14節使用料及び賃借料のうち、仮設簡易トイレに関する費用を予算化するものです。

９款、１項消防費、４目水防費と、５目災害対策費の増額補正は、水害対策、防災対策に従事した職員の宿日直手当です。

14款予備費を増額してあります。

委員から、避難所運営で市民の方に協力してもらうことは検討しなかったのか。仮設トイレはいつまで設置するのか。補助の有無は。スポーツパレスの避難所はいつまでかとの質疑に、高齢者が多く運営依頼は難しかった。仮設トイレは35台設置しているが、頻度により減らしていきたい。補助は県で見てもらっている。７月の編成で２カ月分を見ていたが、今の予算で12月までは対応が可能と考えているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第１、議第93号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号））の歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

今回の補正予算は、豪雨災害に伴うものが主となっております。

２款総務費、２項徴税費、１目税務総務費の増額は、これは罹災証明発行業務等に伴う時間外等勤務手当となっております。

３款民生費、２項児童福祉費、３目母子福祉費の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により補正を行うもので、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の負担の増加や、収入の減少に対する支援のためのひとり親世帯臨時特別給付金に係る予算で、児童扶養手当受給者などの基本給付対象者が１世帯５万円で566世帯分、第２子以降は一人につき３万円の加算で338人分、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者の場合が

１世帯５万円の加算で、466世帯分を計上されています。

３款民生費、４項災害救助費は、ことし７月の豪雨災害発生に伴うものです。職員手当等の宿日直手当は、救護部職員の宿日直手当に係るものです。食糧費は、避難所等における避難者の食事提供にかかる７月、８月分で、手数料の増額は災害発災後、市内各所に設置してあります仮設トイレのくみ取り手数料です。

委託料のうち、システム保守委託料は、災害支援システムの導入及びサポート業務に伴うもの、福祉避難所設置運営委託料は、高齢者や障がい者など一般の避難所での避難が困難な要配慮者のため、高齢者施設など民間事業者に避難者の受け入れを委託するものです。

４款衛生費、１項保健衛生費、職員手当等の増額は、災害廃棄物対応業務に伴う時間外等勤務手当です。

４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費は17億762万円を追加補正しております。これは、全て今回の豪雨災害における災害廃棄物処理事業にかかわるものです。

審査の過程で委員から、災害廃棄物仮置場管理・運営等委託料は、３カ月分との説明だったが、今後も１カ月５億円程度かかるのか。適正な予算立てをお願いしたいとの質疑に対し、当初３カ月分を計上し、それ以降の分については議第97号で計上している。当初より全体のごみの量も減ってきており、また、当初はごみの量が多く、遠方（三重県等）へも搬出していたため高額となっていたが、今後は近場へ搬出したいと考えているため、これからは前より経費がかからないと考えている。環境省の補助にのらないものは極力抑えるようにして、精査していきたいと考えているとの答弁。

また、この予算で賄えるのであれば、国道221号への散水について、回数をふやして実施してほしいとの要望があり、さらに、８月に実施した災害廃棄物仮置き場の環境モニタリング結果は、近隣保育園、町内会長へはお知らせしたのか。丁寧に対応をしてほしいとの質疑に対し、執行部から、結果に異状はなかった。結果は近隣へは知らせていないので、今後速やかに９月分とあわせて周知し、ホームページにも掲載したいと考えているとの答弁がありました。

なお、これに関連し、大畑校区町内会長全員の連名による豪雨災害に伴う災害廃棄物仮置き場の環境対策と仮置き場の分散についての要望書が、議長宛てに提出されていることについて、質疑や要望が出されました。

少し詳細になりますが報告をいたします。まず、今回の豪雨災害に伴う災害廃棄物仮置き場の環境対策と仮置き場の分散についてとして、要望書が大畑校区から提出されている。今、どのような状況であるのか説明していただきたい。さらに、この要望書の提出の７月23日から随分経過している。いまだに要望書に対し、市から説明がなされていない。今後どのように大畑校区について対応されるのか。環境整備に関してもお尋ねをしたい。大畑校区は被災していないが、その中で協力体制というのは、住民の民意とかけ離れたところで決定してい

る。説明責任と周知徹底が少し遅くなっているのではないか。また、いろんな面で後手後手に回っているのではないかとの質疑がありました。執行部から、仮置き場近くの通学路にあるごみについては、８月末をもって約4,000トンぐらいあった。学校が始まる前に撤去し、中核工業用地仮置き場のほうへの搬入を終えたところである。一番要望が高かった仮置き場の他の候補地への分散については、今のところ分散はできていないが、土砂に関しては第一市民グラウンドで対応ができている。期限を設けることは一番の課題だと思うが、今後発生する被災家屋等の公費解体・自費解体の数によって進めることとなる。町なかの片づけごみについては、ある程度スピード感を持ってこれまで進めてきたつもりだ。件数次第で早期の撤去と仮置き場の撤収ということが決まると考えている。いろんな面で後手後手に回っているところもある。今後、町内の皆さんはたくさんの不安を持っておられると思うので、できる限りの周知、不安感をなくすよう努力を行い、対策等を講じてまいりたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第１、議第93号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第６号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

３款民生費、４項災害救助費、１目災害救助費、13節委託料の市営住宅整備委託料１億2,611万2,000円は、被災された方の市営住宅入居に際し、エアコン・照明等の電気整備、浴槽ボイラー設置、水回り整備等を行うための経費です。

審査の過程において委員から、今回、エアコンや浴槽などを設置されるが、今後退去された場合、設置されたものはどうするのかとの質疑に、今回整備したものは、退去される際は原則そのままにしてもらうとの答弁があっております。

11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費の増額補正の主なものは、１目道路橋梁災害復旧費、13節委託料の被災した市道の応急復旧に係る被災施設応急措置委託料、補助事業で行う市道の堆積土砂排除委託料、６目都市災害復旧費、13節委託料の補助事業で行う宅地等の堆積土砂排除委託料です。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第93号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第93号は、承認することに決しました。

日程第２　議第95号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、議第95号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第２、議第95号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号））のうち、予算委員会に付託されました第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款、第３条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に50億7,424万円を追加し、歳入予算の総額を268億5,797万6,000円とするものです。

今回の補正の主なものは、７月豪雨災害に伴うもので、高齢者等要支援者家財搬出事業に対する災害等廃棄物処理事業費補助金や、堆積土砂排除事業費補助金のほか、被災住宅の応急修理の経費や仮設住宅の用地借り上げ料に対する災害救助費負担金の増額補正が計上されております。その他、被災した橋梁、林道施設、農業用施設等の復旧に係る災害復旧債や、生活再建のため本市が資金の貸し付けを行う災害援護資金貸付事業債等の起債によるものです。

委員から、現年発生補助農業用施設災害復旧事業債、工業用地災害復旧事業債、災害等廃棄物処理事業費補助金、災害救助費負担金について質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　日程第２、議第95号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

３款民生費、４項災害救助費、１目災害救助費の増額補正は、13節委託料のシャトルバス運行委託料と、14節使用料及び賃借料のバス借り上げ料です。

10款教育費、２項小学校費、１目学校管理費と、３項中学校費、１目学校管理費の増額補正は、どちらも令和２年７月豪雨による雨漏り被害の修繕料です。

11款災害復旧費、５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費の増額補正は、被災した防災行政無線の復旧工事です。

委員から、シャトルバスの運行はいつまで行うのか。防災行政無線は何基被災したのか。１基の修繕費用は。雨漏りの原因はとの質疑があり、自衛隊で仮設の風呂があったところで、スポーツパレスと人吉西小学校で状況を見て、避難所がある間はバスかタクシーで行う。防災行政無線が被災した箇所は10カ所、うち浸水が９カ所、１カ所は土砂崩れによるものであり、修繕費は１基につき300万円程度であるが、なかなか部品が手に入らないので仮復旧中、12月までには本復旧したい。小中学校における雨漏りの多くは、屋根ではなく雨どいが詰まっていたためで、今回は清掃のみであるが、屋根等の損傷があれば必要に応じて対応するとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第２、議第95号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号））の歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

３款民生費、４項災害救助費の職員手当等の増額は、コールセンターに係る時間外等勤務手当との説明。

委員から、コールセンターはどのくらい利用件数があったのかとの質疑に対し、７月20日から職員によるコールセンターを開設した。７月の相談件数1,190件、８月の相談件数1,790件。相談内容は、時期により変わってくるが、生活再建支援金に関すること、罹災証明・被災証明に関すること、建設型仮設住宅に関すること、みなし仮設住宅に関すること、応急修理に関することが多かった。９月からは委託をして処理しているが、10日間で400件の相談があった。配置は管理者１人、電話対応３人の４人で行っているとの答弁があっております。

扶助費の災害弔慰金については、警察が調査で公表している災害による死亡者を対象としている。災害に起因した関連死については、災害に基づくものかの審査が必要となってくるため、災害弔慰金等審査委員会で審査を経て支給するということになるとの説明があって

おります。

４款衛生費、１項保健衛生費、５目環境衛生費の増額は、被災された各世帯に配布する家庭用消毒液の購入費です。

４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費の増額は、災害ごみや家財等の屋内からの搬出が困難な方々に対して実施する災害廃棄物収集・運搬・処理等委託料です。

委員から、執行状況はとの質疑に、300世帯分として予算を積算している。現時点で141件の申請があり、うち91件が処理済みである。予算については余裕がある状況であるので、今後も周知を図っていきたいとの答弁。

11款災害復旧費、１項厚生労働施設災害復旧費、２目衛生施設災害復旧費は、今回の豪雨で被災した紺屋町公衆トイレ補修工事です。

委員から、紺屋町公衆トイレの災害復旧費が計上されているが、他の公衆トイレは被害を受けなかったのかとの質疑に対し、九日町パーキングの公衆トイレが被災したが、修繕金額が18万円程度だったため、予備費で早急に対応を行ったとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第２、議第95号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第７号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為補正は、７月豪雨により被災された方々に対し、建設型応急仮設住宅を提供するために、民地を借り上げるための土地借地料を追加するもので、期間を令和２年度から令和４年度、限度額を1,596万8,000円とするものです。

審査の過程において委員から、仮設住宅の限度が２年間であるが、もし延長となった場合、民有地は使えるのかとの質疑に、契約が最長で令和５年３月31日まで。基本的には被災された方の入居期間は２年間。契約では原状回復でお返しするということで考えているとの答弁があっております。

次に、歳出予算の補正ですが、３款民生費、４項災害救助費、１目災害救助費、13節委託料の16億3,750万円の増額補正は、大規模半壊・半壊・準半壊の住宅に対する住宅応急修理に係る経費です。

審査の過程において委員から、応急修理の件数はとの質疑に、９月10日時点で342件の申し込みがあっている。なお、予算は59万5,000円の2,500件と30万円の500件として計上して

いるとの答弁があっております。

14節使用料及び賃借料の532万3,000円の増額補正は、建設型応急仮設住宅の民地借り上げに係る経費です。

７款、１項商工費、１目商工総務費、28節繰出金2,000万円の増額補正は、梢山工業団地における災害復旧に充てるため、工業用地造成事業特別会計に繰り出すものです。

２目商工業振興費の増額補正の主なものは、14節使用料及び賃借料の、人吉なりわい再建サポートセンターに係る経費で、センターを設置する人吉商工会議所３階の借り上げ料等です。

審査の過程で委員から、会場借上料、冷暖房使用料の算定基準はとの質疑に、会議室使用料が55万円の８カ月で440万円、冷暖房使用料が30万円の８カ月で240万円との答弁があっております。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費の増額補正の主なものは、13節委託料で、令和２年７月豪雨に伴う農業用施設等災害復旧のための測量設計委託料、農業用施設等の倒木、流木等の除去のための支障物除去委託料、ポンプ設置や応急的に被災箇所に管を入れ、水路の機能回復を行うための水路機能等保全業務委託料となっています。

審査の過程で委員から、施設には緊急を要するものやそうでないものがあると思うが、工事着手は一斉にされるのか。日数はどれくらいかかるのかとの質疑に、基本的には災害査定を待った後の工事となり、査定が終われば順次発注していく。急いでいるところは応急工事で対応する。これは工事が終わった後に査定を受けるもので、８カ所ほどある。水の源や取水に石や土砂が詰まって流れないとか、そういうところにそれを使っている。また、日数については、早いところは来年の作付には間に合わせたいが、箇所数が多いので、令和３年度末までかかるかもしれないとの答弁があっております。

３目林道施設災害復旧費の増額補正の主なものは、13節委託料で令和２年７月豪雨に伴う林道施設の災害復旧のための測量設計委託です。

３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費の増額補正の主なものは、13節委託料の道路設計委託料14件分、及び橋梁５件の測量設計業務委託料、並びに道路・橋梁に設置された照明の緊急調査・点検委託料、15節工事請負費の道路及び橋梁の照明応急復旧修繕工事です。

２目公営住宅施設災害復旧費の増額補正の主なものは、13節委託料の補助事業で行う７月豪雨で被災した老神団地及び相良団地の３棟の災害復旧設計業務委託料です。

３目公園施設災害復旧費の増額補正の主なものは、13節委託料で、中川原公園災害復旧測量設計業務委託外５件分、土砂除去委託料３件分及び人吉城跡公園危険箇所柵設置災害対策委託料、並びに村山公園あやめ広場に建設しました応急仮設住宅建設に伴う遊具移設委託

料です。

審査の過程において委員から、村山公園あやめ広場の遊具はどこに移設するのかとの質疑に、公園の上の段の管理棟の東側に設置することを考えており、その場所の利用者の方と協議を行いたいとの答弁。

球磨川が増水するたびに浸水する中川原公園は原形復旧なのか。遊具等はどのようにするのかとの質疑に、原形復旧で災害査定を受けさせてもらう。査定は保留ができるということなので、その期間を使って治水、まちづくり関係等を見据えながら、どういうふうに整備するのかというのを検討し、改めて査定を受け直すという段取りを予定しているとの答弁があっております。

15節工事請負費の増額補正は、都市公園等応急復旧工事費で、相良公園外３公園の土砂撤去費です。

５目河川災害復旧費の増額補正は、13節委託料で、寒川外４件の災害復旧測量設計業務委託料、被災河川の応急措置委託料です。

６目都市災害復旧費、13節委託料の増額補正は、民地内の堆積土砂排除事業関連委託料20億円、堆積土砂仮置場運営委託料５億円、単県堆積土砂排除事業関連委託料3,000万円など、堆積土砂を排除するための経費です。

審査の過程において委員から、空き家や持ち主不明の場所の土砂撤去はどのようにするのかとの質疑に、空き家も個人の財産なので、市が勝手に入るということは考えていない。ただ、一つの事例として、町内会長さんから空き家の所有者に御連絡いただき、承認をとっていただいて、現場での立ち会いなどもさせていただき、市で撤去したことがあるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議第95号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第95号は、承認することに決しました。

日程第３　議第98号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第３、議第98号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました、日程第３、議第98号について、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第３、議第98号専決処分の承認を求めることについて（人吉市災害派遣手当の支給に関する条例）についてですが、今回７月豪雨により、本市が被災したことにより、他の自治体からの中長期の応援職員の派遣に対して、災害派遣手当を支給するものです。令和２年９月１日より応援職員の派遣が決定したことにより、関連する予算と同日の８月19日に専決処分を行ったもので、公布日は令和２年８月19日との説明がありました。

委員から、公用の施設又はこれに準ずる施設とその他の施設の金額の違いは。都会との金額の差があるのか。どれくらいの派遣人数を見込んでいるのかとの質疑があり、大規模災害からの復興に関する法律の中で、国の基準の金額によるもの、その他の施設とはホテルとか旅館、一日当たりの単価には、食事代等が含まれるためではないか。金額は全国一律との答弁。７月時点で県職員２人、ほかに49人の派遣要請を行った。総務省からヒアリングがあったが、全国的に被害が多いので、要望の５割程度の派遣対応ができればよいのではないかということだったので、予算も６割の30人、これに県職員２人の計32人分を計上しているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議第98号について、委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第98号は、承認することに決しました。

日程第４　議第97号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第４、議第97号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第４、議第97号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号））のうち、予算委員会に付託されました第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款、第３条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に85億638万3,000円を追加し、歳入予算の総額を353億6,435万9,000円とするものです。

今回の補正の主なものにつきましては、災害派遣職員に係る経費の交付税算入分となる地方交付税、公費解体業務委託及び自費解体補助金事業、及び緊急対応分以降の災害廃棄物仮置場管理・運営等委託等に対する災害等廃棄物処理事業費補助金の増額補正が計上されています。そのほか、避難所管理運営委託、災害支援物資管理委託等に対する災害救助費負担金、農業用施設等災害復旧事業の測量設計に対する農林水産施設災害復旧費補助金の増額補正や、災害復旧債等の起債によるものなどであります。

委員からは、特別交付税、現年発生補助文教施設災害復旧事業債、災害等廃棄物処理事業費補助金、集会施設等維持管理補助金について質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　日程第４、議第97号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の増額補正は、他自治体からの中長期派遣職員に対して、３節職員手当等の災害派遣手当及び、14節使用料及び賃借料の住宅借上料です。

３款民生費、４項災害救助費、１目災害救助費の増額補正は、11節需用費の消耗品費のうち、79万2,000円は教科書が使用不能になった児童・生徒のうち、284人分を購入するものです。

13節委託料のうち、災害支援物資管理委託料と避難所管理運営委託料が提案されております。

11款災害復旧費、５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費の増額補正は、被災した消防団車両３台と小型動力ポンプ２機を購入するものです。

委員から、支援物資と避難所の委託先は。支援物資委託はいつまでか。避難所の運営は。被災した車両と小型動力ポンプはどこか。配備はいつになるのかとの質疑に、支援物資は有

限会社丸喜運送、避難所はＡＬＳＯＫで、支援物資の委託は来年３月まで。避難所運営は内閣府と協議して、24時間体制でスポーツパレスに６人、ほかに３人ずつの計18人である。被災した車両は、１分団２部、２分団１部、４分団１部。小型動力ポンプは、１分団２部、４分団１部である。特殊車両であるので納車には来年３月までかかるかもしれない。もしもの時には分団制で対応したい。市にも多機能車があるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第４、議第97号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号））の歳出予算の補正、及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

３款民生費、４項災害救助費の被災者生活支援コールセンター業務委託料について、委員から何カ月分かとの質疑に対し、９月１日から12月31日の契約となっているとの答弁がありました。

４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費、13節委託料は、被災家屋等公費解体業務委託料900件分、被災家屋等解体相談業務委託料、被災家屋等解体コンサルタント業務委託料などが計上されています。

14節使用料及び賃借料の増額は、環境課執務室及び公費解体等申請窓口用コピー機使用料で、19節負担金、補助及び交付金、補助金の増額は、自費解体に係る解体費用の補助金で600件分です。

審査の過程で委員から、被災家屋等公費解体業務委託料だが、委託先については一括してどこかの団体に委託される予定かとの質疑があり、スピーディーに実施するため、エリアを決めて分散して発注したい。全体量を把握した上で複数社に発注し、同時進行で進めていきたいとの答弁。また、委託料の公費解体は単価360万円、補助金の自費解体は、200万円から250万円で予算積算しているが、それぞれの積算根拠はとの質疑に、公費解体は、１トン当たり６万円で１棟だと60トンと想定し、360万円の単価としている。自費解体の場合は公の単価よりも低く設計されている。あくまでも積算の根拠であるので、必要と認められた金額を補助することとなるとの答弁。債務負担行為の補正では、災害廃棄物仮置場管理・運営等委託料は、被災後の緊急対応としての委託業務後の管理運営等が必要となるため、期間を令和２年度から令和３年度とし、限度額を42億4,069万7,000円と設定するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第４、議第97号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第８号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為補正の建設型応急仮設住宅建設に伴う土地借地料（その２）ですが、これは専第15号と同様に、応急仮設住宅を早急に建設する必要があることから、民地を借り上げるもので、期間を令和２年度から令和４年度、限度額を3,671万6,000円とするものです。

審査の過程において委員から、建設型応急仮設住宅建設に伴う借地料について、単価は決まっているのかとの質疑に、本来は不動産鑑定士に依頼するが、時間的制約があるので、単価については、市のほうで路線価、固定資産税の評価額を使用し、地価公示価格となるよう割り戻すなど算定し、面積を掛けて算出している。県にも確認していただいて最終的に決定しているとの答弁があっております。

３款民生費、４項災害救助費、１目災害救助費、14節使用料及び賃借料の増額補正は、建設型応急仮設住宅の民地借上料です。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費の増額補正の主なものは、13節委託料で、７月豪雨災害に伴う被災箇所の現地調査等に係る測量業務委託料300万円、農業用施設等の災害復旧測量設計委託料５億円となっています。

３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費の増額補正の主なものは、13節委託料の、被災した道路・橋梁を復旧するための測量設計業務委託料。15節工事請負費の、被災した戸越草津線及び人吉矢岳線２路線分の復旧経費です。

２目公営住宅施設災害復旧費の増額補正は、15節工事請負費の、被災した老神団地及び相良団地３棟の復旧のための経費です。

５目河川災害復旧費の増額は、13節委託料で、被災した河川を復旧するための測量設計委託料です。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議第97号について、各委員長報告どおり決するに異議ありま

せんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第97号は、承認することに決しました。

日程第５　議第94号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第５、議第94号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第５、議第94号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号））につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

今回の補正予算は、主に豪雨災害に伴う補正であります。収益的収入及び支出は、当初予算で定めた収益的収入及び支出のうち、支出額を補正するもので、第１款下水道事業費用、既決額10億3,150万6,000円に、3,214万1,000円を増額し、合計を10億6,364万7,000円とするものです。

委員から、公用車リースは何台分かとの質疑があり、３台分であるとの答弁。また、災害査定等支援業務委託料と被災証明調査業務委託料の内容はとの質疑に対し、災害査定等支援業務委託料は、日本下水道事業団に委託するもので、初動の１次調査は無償となっているが、２次調査から災害査定を受けるまでの業務は有償となっている。日本下水道事業団とは災害時の協定を結んでいる。被災証明調査業務委託料は、災害査定を受けるために被災証明書が必要であり、一般財団法人日本品質保証機構に証明書の発行を依頼する予定としているとの答弁。人吉市公共下水道災害復旧実施設計委託料の委託期間、進捗状況はとの質疑に、災害報告は災害終息後から10日以内、詳細な精度で作成した災害報告を１カ月以内、詳細な測量、詳細な調査を行い、設計図書及び図面を作成し、災害査定がおよそ２カ月から３カ月後に行われることとなっているため、それまでに災害査定の設計書を作成して国庫補助の申請を行うこととなる。国土交通省防災課との協議を、熊本県を通じて数回行った。11月中旬の災害査定に向け準備を進めている段階であるとの答弁があり、委員からさらに、12月議会に間に合うのであれば、災害査定の詳細な報告書について、委員会にも報告してほしいとの要望がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議第94号について、委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第94号は、承認することに決しました。

日程第６　議第96号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第６、議第96号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第６、議第96号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号））につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,188万4,000円とするものです。

まず、歳入ですが、２款繰入金、１項、１目、１節一般会計繰入金を2,000万円増額し、補正後の額が5,700万円となっております。これは梢山工業団地災害復旧工事に充てる一般会計繰入金によるものです。

次に、歳出ですが、２款災害復旧費、１項工業用地災害復旧費、２目梢山工業団地災害復旧費を2,000万円増額し、補正後の額が2,000万1,000円となっております。15節工事請負費の増額は、令和２年７月３日未明からの集中豪雨により、梢山工業団地Ｉ区画（共栄精密）西側のり面が崩落し、現状のままでは立地企業の施設設備等に影響を及ぼすおそれがあることから、早急な対応が必要なため、一般会計繰入金（財源：工業用地災害復旧事業債）を活用し、災害復旧工事を行うものです。

審査の過程において委員から、中からの湧水があるかどうかはわかっていないのかとの質疑に、湧水の有無については調査が必要。元々造成地であるので、何らかの水道（みずみち）がある可能性はある。側溝と工場の間に暗渠を入れて、地下の浸透水などを調整池に逃がすことを考えているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議第96号について、委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第96号は、承認することに決しました。

日程第７　議第108号から日程第９　議第110号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第７、議第108号から日程第９、議第110号までの３件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第７、議第108号から日程第９、議第110号までの３件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第７、議第108号人吉市復興計画策定委員会の設置に関する条例の制定についてですが、令和２年７月豪雨災害から、今後未来に向けた復旧・復興の推進に関する意見を聴取し、人吉市が復興計画の策定に関する附属機関として、必要な事項を審議する附属機関として、人吉市復興計画策定委員会を設置することに伴い本条例を制定するものです。第１条にて条例の趣旨、第２条で人吉市復興計画策定委員会の設置、第３条にて本委員会にて審議する所掌事務、第４条で委任事項を定め、附則第１項で公布日、第２項で報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、本委員会委員の報酬を加えるものです。

委員から、委員会の開催は、メンバーは、団体は、年齢構成はとの質疑があり、一堂に会するのは10月から、３回から４回程度。個別に話をし、キャッチボールをしていくことも考えられる。中心市街地に関する団体などを予定している。団体推薦になるので、年齢の指定はできないが、幅広くなるよう努力したいとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第８、議第109号子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本市もことし３月の第２次総合戦略策定を踏まえ、企業版ふるさと納税に取り組むべく、地域再生計画を申請したところ、内閣府から去る８月21日に計画認定をいただいたので、条例改正を行うものです。

第１条の目的で、現行では人吉市のまちづくりに賛同する市民、団体、人吉市出身者等としているところを、改正後は団体の次に、企業という文言を追加し、第２条の事業区分で、現行の第１号から第６号に加え、改正後は新たに第７号に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業という事業名を追加するもので、企業版ふるさと納税において実施する事業を本条例

に規定することで、事業の受け皿として明確化するものです。

委員から、企業の目的・メリットは。企業への周知はとの質疑があり、社会的貢献・イメージアップ・ＰＲ効果が高い。商工振興課とタイアップしながら行っていきたいとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第９、議第110号人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定についてですが、先ほど述べました議第109号子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例の一部改正に伴い、本条例もあわせて改正するもので、第２条で、現行条例では第１号にて応援団条例第２条各号に掲げる事業に係る指定寄附金としているところを、改正後は応援団条例の改正により、新たに第７号まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が追加されたことに伴い、従前からの事業に活用することを目的としていた寄附金について、第１号において応援団条例第２条第１号から第６号までに掲げる事業に係る指定寄附金として、企業版ふるさと納税の対象事業に充てるべく積み立てる寄附金については新たに第２号を追加し、応援団条例第２条第７号に掲げる事業に係る指定寄附金とするもので、改正後においては第２号の追加に伴い、それぞれ第３号から第５号に順次繰り下げるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議第108号から議第110号までの３件について、総務文教委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第108号、議第109号、議第110号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分　休憩

午前11時17分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第10　議第111号から日程第12　議第113号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第10、議第111号から日程第12、議第113号までの３件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第10、議第111号から日程第12、議第113号までの３件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第10、議第111号人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、マイナンバー法に基づく通知カードが廃止になったため、通知カードの再交付に係る手数料の規定１枚500円を削除し、また、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定に引用されている省令の題名が改められたため、改正後の題名に変更するものです。通知カードは、個人番号いわゆるマイナンバーが付番されたときに、その個人番号を本人に通知するために送られてくる紙製の緑色のカードです。通知カードの廃止について経緯等については、昨年成立したデジタル手続法により、通知カードが廃止され、全国の住民にマイナンバーを通知するほか、職場等へのマイナンバー提出時に証明書類としての役割を持っております。転居時等における記載事項変更の手続、これは住所や氏名が変わった場合にカードの裏面に変更した事項を記載することになっていますが、この手続が住民及び市町村職員の双方に負担となっていた。デジタル化推進の観点から、紙製のカードから公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくべきとの議論などがあり、このような背景を踏まえ、通知カードと記載事項変更等の手続を廃止し、負担軽減とマイナンバーカード普及を実現するために法改正がなされたものです。マイナンバーの付番後は、通知カードではなく個人番号通知書により通知されることとなり、通知カードの記載事項変更や、再発行等の手続も廃止になります。デジタル手続法施行日前に交付されている通知カードは、記載事項に変更がない場合や、正しく変更手続がとられている限りは、マイナンバーを証明する書類として引き続き利用することが可能となります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第11、議第112号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間については、令和２年１月１日から同年９月30日までの間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため、労務に服することができない期間とされていましたが、令和２年８月17日付け厚生労働省保健局国民健康保険課からの事務連絡において、令和２年１月１日から同年12月31日までの間に感染したものについて、国の財政支援の対象とするとされたことから、それに合わせて期間を延長するものです。引き続き動向を注視し、国の財政支援に合わせて適用期間の改正を行うとの説明があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第12、議第113号人吉市災害義援金配分委員会及び人吉市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に関する条例の制定については、豪雨災害の被災者に対する災害義援金、災害弔慰金及び災害見舞金に関し審議する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の４第３項の規定により、新たに条例を制定するものです。

人吉市災害義援金配分委員会の設置目的は、災害に係る義援金を被災した市民に公平かつ効果的に配分するため、必要な事項を審議するものです。

人吉市災害弔慰金等支給審査委員会は、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するため、専門的な見地から、災害と死亡又は障害との因果関係等について調査審議することを目的としています。

委員は人吉市特別職の職員の身分となり、報酬については人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、人吉市災害義援金配分委員会の委員長の報酬を日額6,000円、委員の報酬を5,500円とし、人吉市災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬を、一律日額１万円とするものです。

審査の過程で委員から、人吉市災害義援金配分委員会で審議する事項は何かとの質疑があり、所掌事務は規則で定めるが、災害義援金の配分に関し、次の内容となっている。配分対象者に関すること。配分の基準に関すること。配分の時期に関すること。配分方法に関すること。その他義援金の配分に必要な事項を定めることであるとの答弁。また、委員の選定について、被災者は委員にならないとのことだが、被災者の親族はどうなるのか。災害義援金の配分については、公平かつ効果的な配分を徹底してほしい。そのためには厳しく注視して人選に当たってほしいとの要望がありました。さらに、報酬日額の根拠はとの質疑に、人吉市災害義援金配分委員会の委員長及び委員の報酬日額は、人吉市の特別職の他の委員長、委員と同額である。また、人吉市災害弔慰金等支給審査委員会委員報酬は、熊本地震の際の、他市の単独で設定した場合の状況を参考にしたとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了します。

それでは採決いたします。議第111号から議第113号までの３件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第111号、議第112号、議第113号は、原案可決確定いたしました。

日程第13　議第114号及び日程第14　議第115号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第13、議第114号並びに日程第14、議第115号の２件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第13、議第114号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第14、議第115号人吉市営単独住宅条例の制定について、につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第13、議第114号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本条例の制定の目的は、市営住宅の一部を市所有の単独住宅として活用するため、市営住宅の一部を用途廃止することに伴い、条例の一部を改正するものです。改正の内容は別表に定める市営住宅及び市営改良住宅を160戸用途廃止するものです。

審査の過程において委員から、被災した入居者には家賃の減免の措置があるとの規定が条例にあるが、団地において被災された方が同じところに戻ってきた場合は、減免の対象になるのかとの質疑に、豪雨災害で被災された方で、所得要件等に該当すれば減免の対象になるとの答弁があっております。

また、委員から、団地にお住まいの方で今回被災された方は、団地が鉄骨造りであるため、半壊判定で大変苦しんでいらっしゃる。今後、半壊判定の方に対する支援についてはどうなるかわからないが、同じ場所へ戻って来られた方への家賃等の取り扱いについては検討していただきたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第14、議第115号人吉市営単独住宅条例の制定についてですが、本条例の制定の目的は、７月豪雨により被災され、住宅の再建が困難な方々に対し、市営住宅の一部を市所有の単独住宅として活用するために、新たに条例を制定するものです。

執行部から各条文の説明があり、議第114号で市営住宅の用途廃止をした160戸を単独住宅とすることや、入居期間の２年間は、家賃や敷金については徴収しない等の説明を受けました。

審査の過程において委員から、部屋が空いたら、普通の市営住宅になるのかとの質疑に、途中で退去されたら、２年間は被災者の方を再度募集するとの答弁。160戸抽選があったということだが、全て埋まっているのかとの質疑に、９月９日現在で入居、入居意思を確認できているのが125件。残りは最終意思確認の連絡を行っているところであるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議第114号並びに議第115号の２件について、経済建設委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第114号、議第115号は、原案可決確定いたしました。

日程第15　議第99号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第15、議第99号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第15、議第99号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第９号）のうち、予算委員会に付託されました第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款、及び第３条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に31億3,480万3,000円を追加し、歳入予算の総額を384億9,916万2,000円とするものです。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定によるものや、令和２年７月豪雨災害に係るものです。仮設住宅などにおいて被災者に寄り添い、課題解決に向けて支援を行うために開設する地域支え合いセンター設置・運営事業費補助金、農地等の災害復旧事業に対する農林水産施設災害復旧費補助金、道路橋梁災害復旧事業に対する現年災公共土木施設災害復旧費負担金の増額補正、及び災害復旧債等の起債によるものなどであります。

委員からは、森林環境譲与税、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、古都人吉応援団寄附金、人吉応援団基金繰入金、カルチャーパレス改修事業債、旧庁舎跡地駐車場整備事業債、その他公共施設単独災害復旧事業債、特定鳥獣適正管理事業費補助金、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費補助金、公立学校情報機器整備費補助金等について質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　日程第15、議第99号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第９号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の増額補正は、古都人吉応援団寄附金の増に伴い、13節委託料ふるさと納税業務委託料、14節使用料及び賃借料のシステム使用料のほか、19節負担金、補助及び交付金によるもので、地区公民館施設整備費補助金は、蓑野町公民館の屋根瓦塗装工事、東間上町公民館のエアコン取り換え工事、下林町前村公民館の災害復旧工事です。人吉市くま川鉄道経営安定化補助金は、令和元年度鉄道事業の経常損失額に相当する経費について助成するものです。

委員から、被災した下林町前村公民館への国・県の補助はあるのか、また、移転するときは補助の対象となるのかとの質疑に対して、国・県へはお願いしている。原形復旧が原則で、対象となるかわからないとの答弁があっております。

６項財産管理費の減額補正は、15節工事請負費の施設設備改修工事を取りやめ、13節委託料の耐震診断等業務委託料を増額し、耐震診断を行うものです。

７目企画費の増額補正は、議第108号の条例で申しました、人吉市復興計画策定に係る経費で、１節報酬や、11節需用費の復興計画の印刷製本費、13節の市民アンケート支援業務委託料などです。

委員から、アンケートの方法はとの質疑に、市内全体の18歳以上を無作為抽出して、2,000件で行う。また、帰ってくる意思があるのかなど、よそに避難されている方も対象にしてほしいという要望もあっております。

９款、１項消防費、３目消防施設費の増額補正は、防災無線が聞こえにくい山間部や土砂災害危険区域等において、戸別受信機を整備するものです。

委員から、何戸取り付けるのか。地区は。今後の計画はとの質疑に対して、今回は30戸で木地屋町を重点的に行う。実施計画に上げているので、少しずつふやしていきたいとの答弁があっております。

10款教育費、２項小学校費、１目学校管理費の増額補正のうち、11節需用費の消耗品費は、来年度の新入学児童に入学祝品として贈る算数セットの購入費です。

委員から、入学祝品は何人分かとの質疑に、300人を予定しているとの答弁があっております。

２目教育振興費の増額補正は、18節備品購入費で、ＧＩＧＡスクール構想に基づき、国の公立学校情報機器整備費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、授業用ＩＣＴ機器の整備を行うもので、４年生以上に児童用タブレット端末858台、充電保管庫23台、電子黒板20台、マイクロソフトオフィスのライセンス215台分を購入するも

のです。

委員から、Ｗｉ－Ｆｉの設置は。メーカーは統一するのかとの質疑に対して、学校は整っている。また、県を参考に仕様書をつくり対応する。機種はそれぞれだが今回は統一するとの答弁があっております。

３目学校建設費の増額補正は、15節工事請負費が主なもので、東間小学校階段昇降機設置に伴うものです。

委員から、メンテナンスはとの質疑に、翌年から委託で行うとの答弁があっております。

３項中学校費、２目教育振興費の増額補正は、小学校費で述べましたように、ＧＩＧＡスクール構想に基づくもので、18節備品購入費が主なもので、生徒用タブレット端末845台、充電保管庫22台、電子黒板10台の購入費です。

３目学校建設費の増額補正は、第二中学校教室床改修工事費で、１年生が使用する東側校舎の１階の少人数教室と女子更衣室において、床の一部がシロアリの被害を受けているため、シロアリ駆除及び防除対策を行った上で、床の張りかえ工事を行うものです。

６項学校給食センター費の増額補正は、13節委託料の入札・契約の残額を、11節需用費に組み替えるものです。

11款災害復旧費、５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費の増額補正のうち、18節備品購入費は、被災した公用車１台を買いかえるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第15、議第99号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第９号）の歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

２款総務費、３項、１目戸籍住民基本台帳費、13節委託料の増額は、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る戸籍システム改修委託料です。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、委託料5,000万円の増額については、地域支え合いセンター事業委託料です。

委員から、内訳、事業対象人数、委託先、いつから事業を開始するのかとの質疑に対し、先進例を基に予算を積算した。生活支援相談員19人と、主任生活支援員２人、事務局員の人件費、サロン活動を行う補助員の賃金、サロン活動の講師謝金及び訪問に係る経費等を積算している。対象被災者数は不明であるが、この予算積算は、県と補助金協議したときの数値で、2,400世帯を想定している。他市町村では、社会福祉協議会が受託することが多いため、

本市においても社会福祉協議会と相談中で確定はしていない。事業開始は、生活支援相談員の雇用には１カ月ほどかかると考えているが、予算が認められ次第早急に体制づくりを行いたい。まだいつ頃になるか未定であるとの答弁。

２項児童福祉費、３目母子福祉費の高等職業訓練促進費の増額については、高等職業訓練促進に係るものです。委員から、被災した離職者分、今後申請分を含む積算となっているのかとの質疑に対し、現在の申請数で積算をしているとの答弁。

また、高等職業訓練を受け、個人的な技能を高めてもらい、今後有利な職業につくためにこの制度を活用してほしい。市民に周知して使ってもらいたいと委員から要望がありました。

４項災害救助費の報酬の増額について、委員から、委員等報酬は何回分で積算しているのかとの質疑に対し、災害義援金配分委員会６回、災害弔慰金等支給審査委員会３回であるとの答弁。

また、委員から、今回の災害対応で、職員が災害支部で勤務する場合と市民面談等に出る場合の手当の違いについてはどうなっているのか。同じ災害対応であるのに、手当に差があったということかとの質疑に、災害支部は宿日直手当で対応、罹災証明業務等は時間外手当対応であったとの答弁。

委員から意見として、執行部は地域支え合いセンター事業、義援金、弔慰金の委員会の設置、直接被災者に会わなければならない状況になってくるので、平常心を持って市民の生活再建のために努力していただきたいとの強い要望がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第15、議第99号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第９号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金の増額補正は、新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給補助金として、日本政策金融公庫が取り扱うセーフティネット資金を活用する農業者の金利負担を軽減するための利子補給、及び保証料助成を行うものです。

５目農地費の増額補正の主なものは、13節委託料で、老朽化した赤池水無地区頭首工外１カ所の測量設計委託料、ため池の決壊による二次被害に対し、住民の適正な避難誘導を図るためのハザードマップを作成する人吉地区ため池ハザードマップ作成業務委託料。15節工事

請負費の増額は、老朽化した下戸越２地区の用排水路を改修するものです。

２項林業費、２目林業振興費の増額補正の主なものは、19節負担金、補助及び交付金で、日本政策金融公庫が取り扱うセーフティネット資金を活用する林業事業体の金利負担を軽減するための利子補給、及び保証料助成を行う新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給補助金。民有林の間伐を促進し、素材の安定供給並びに価格の安定を図るため補助を行う、くまもと間伐材利活用推進事業補助金です。

７款、１項商工費、１目商工総務費の増額補正の主なものは、19節負担金、補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給補助金で、今年度支給見込みの増に伴うもの。28節繰出金の増額は、人吉中核工業用地調整池災害復旧工事を目的とする工業用地造成事業特別会計に対する操出金です。

８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費の増額補正の主なものは、19節負担金、補助及び交付金で、民間住宅耐震改修促進事業補助金に基づく、建てかえ設計及び工事に700万円、危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金に基づく、ブロック塀の撤去・新設分に120万円、人吉市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金に基づく、住宅移転に1,800万円となっております。

審査の過程において委員から、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金について、これまで、この補助金を使って移転されたところはあるのか。期間はいつまでかとの質疑に、県が進めていた、以前のがけ地移転は数件あるが、本事業については実績はない。期間については、継続補助なので、本来であれば毎年予算計上して、市民の方から相談があれば対応できるようにしておかなければならないが、今のところ財政の関係上、相談があったときに予算化するという対応をとっているとの答弁。

災害後に申請があったのか。エリアはどのあたりの申請が多いのかとの質疑に、今回の災害に伴う問い合わせは２件、それ以外の問い合わせは４件あっている。地区は、県のホームページに掲載してあり、また市にも図面を備えてある。今回申請されたのは井ノ口町で１件、中神町で２件、城本町で１件。その他問い合わせがあっているのが２件との答弁があっております。

２項道路橋梁費、３目道路新設改良費の増額補正の主なものは、23節償還金、利子及び割引料で、平成30年から進めてきた広域行政組合受託事業市道赤池水無第２号線道路改良事業における用地補償交渉が、平成31年度（令和元年度）をもって、全地権者との契約等の一連の業務が完了したので、精算を行い、広域行政組合へ返納するものです。

４項都市計画費、１目都市計画総務費の増額補正の主なものは、13節委託料、大規模盛土造成地の崩落防止事業で、大規模盛土変動予測調査業務及び馬氷川と球磨川の合流部の馬氷川左岸の地滑り箇所の工法検討に係る業務委託等です。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費の増額補正の主なものは、令和２年７月豪

雨に伴う農業用施設や、林道施設の災害復旧工事費です。

３項公共土木施設災害復旧費の増額補正は、１目道路橋梁災害復旧費、15節工事請負費で補助事業道路分32カ所、及び橋梁５カ所で５億4,900万円。そして単独事業として3,500万円の増額。

５目河川災害復旧費、15節工事請負費で、補助事業11カ所分の３億1,000万円。そして単独分として2,000万円の増額となっております。

５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費のうち、13節委託料、及び15節工事請負費の増額補正は、令和２年７月豪雨災害に伴う、まち・ひと・しごと総合交流館の災害復旧に伴うものです。

審査の過程において委員から、「くまりば」の受電設備については、以前、上にあったものを下に下ろして浸水した。同じ場所に設置するのかとの質疑に、受電設備は、建物への負担を軽減するため、また管理をしやすくするために下に下ろした。当面はここで動力まで復旧して空調は使えるようにしたい。今後の移設は検討したいとの答弁。

温泉はいつから再開するのかとの質疑に、今後の温泉の活用のあり方については、少し時間をかけて検討したい。現状では温泉は自噴している状態で、泉源は確保されている。動力が回復するとポンプ等も復旧するので、当面は泉源の確保をしつつ、今後の活用を考えていきたい。浴室は天井まで浸水したので、そのまま使うか、別の形で復旧するのかは検討のための時間をいただきたいとの答弁。

「くまりば」は、災害前まではかなりニーズがあったと思うが、災害後のニーズはどれくらいあるのか。既に数回水害に遭っているが、それでも今の建物でやっていかれるのか。今後もこの施設を使っていくという方向性は変わらないのかとの質疑に、被災前の申し込み状況は、入居決定が１社。専有部分のサテライトオフィスの三つのうち、一つに応募があっており、シェアオフィスについては２社申し込みがあっていた。発災後確認をしたところ、１社が保留で、あとは早期復旧があれば入りたいとのことである。１社は既に内装工事を始めている。現在地でやっていくかということについては、難しい判断ではあるが、１階部分は浸水が45センチあったが、１階も床の張りかえ等で再開可能ということであれば、現在地で引き続き、サテライトオフィス、シェアオフィス、生産性向上の拠点としてやっていければと考えている。復旧・復興の象徴としてやらせていただきたい。コワーキングスペースについても固定客があり、今回も頻繁にボランティア作業をいただき、復旧に御協力いただいた。その方々の思いに応えるためにもぜひ復旧させたいとの答弁。

地方創生拠点整備交付金で整備予定だと思うが、災害復旧の工事と施設整備の工事のスケジュールは同時になるのか、それとも災害復旧して、その後地方創生拠点整備交付金で整備を行うのかとの質疑に、復旧工事は優先的にやりたいと思うが、地方創生拠点整備交付金については、内閣府と協議中。二つの方法があり、取りやめて返還するのと、事故繰越の対象

になるかどうかの二つを検討・協議しているところであるとの答弁があっております。

災害復旧事業の審査を通して委員から、災害復旧を優先するのは十分理解するが、そうでないところも把握していただき、そちらの事業もお願いしたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議第99号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第99号は、原案可決確定いたしました。

日程第16　議第100号から日程第20　議第104号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第16、議第100号から日程第20、議第104号までの５件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第16、議第100号から日程第20、議第104号までの５件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。５件の議案のため、少々長くなりますがよろしくお願いいたします。

まず、日程第16、議第100号令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費及び修繕費等の増額補正が主なもので、収益的収入及び支出は、収益的収入及び支出のうち、支出の予定額を補正するものです。給料から法定福利費までの減額は、対象職員が６名から４名に減ったことによるものです。リース料は、豪雨災害で公用車８台のうち、６台が浸水により廃車となり、被災しなかった公用車２台と無償で借り受けている軽トラック２台の合計４台で業務に当たっている状況であるため、新たに２台リースするものです。18節修繕費は、豪雨災害により、漏水の調査・修繕に伴う支出が多かったことから、今後の不足分を見込み、増額するものです。

資本的収入及び支出のうち支出は、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額３億9,022万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,154万9,000円、当年度分損益勘定留保資金１億7,565万6,000円と繰越利益剰余金処分額１億8,301万9,000円で補填する

ことにしています。職員給与費9,952万8,000円を324万4,000円減額し、9,628万4,000円に改めるものです。利益剰余金の処分は、繰越利益剰余金１億8,274万3,000円を27万6,000円増額し、１億8,301万9,000円に改め、減債積立金として7,328万円、建設改良積立金として１億973万9,000円を処分するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第17、議第101号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、人事異動に伴う人件費及び、豪雨災害の復旧に伴う経費等の補正です。

第２条、収益的収入及び支出は、当初予算に定めた収益的収入及び支出のうち、支出額を補正するものです。第１款下水道事業費用、既決額10億6,364万7,000円に402万円を増額し、合計を10億6,766万7,000円としています。

第３条、資本的収入及び支出は、当初予算に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。収入は、第１款資本的収入、既決額４億7,618万7,000円に107億73万5,000円を増額し、合計を111億7,692万2,000円としています。支出の予定額の補正は、第１款資本的支出、既決額９億899万6,000円に106億8,767万9,000円を増額し、合計を115億9,667万5,000円としています。

委員から、豪雨災害の下水道の被害状況はとの質疑があり、汚水管渠、雨水管渠においては、災害復旧事業に上がるほどの被害は出ていない。施設については人吉浄水苑、４カ所の汚水中継ポンプ場、及び２カ所の雨水ポンプ場が浸水被害に遭っている。各建築設備、機械設備、電気設備等が被災している状況との答弁があり、収入の社会資本整備総合交付金の減額の内容はとの質疑に対し、災害復旧を優先させるため、今年度の事業の見直しを行い、中神地区の汚水管渠の実施設計業務委託、及びマンホール蓋の更新工事について取りやめたことによる減額である。今年度事業については、できるところは実施するが、日程的に難しい部分について一部見直しを行ったとの答弁。

さらに、公共下水道施設災害復旧工事委託料は今年度分のみか、来年度以降追加されるのかとの質疑に対し、今年度分だけではなく、今考えられる災害復旧事業を全て含んでいる。工期は来年度末を予定している。災害査定を受けた後に追加すべきものが出てきた場合は速やかに訂正報告を行い、再度査定を受けることになる。予算については一括で計上をしており、予算を繰り越すこととなるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第18、議第102号令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億7,496万3,000円を追加し、総額を41億9,830万9,000円とするものです。

歳入７款、１項、１目繰越金の増額ですが、これは令和元年度からの繰越金を増額するもので、８款、４項、７目一般被保険者診療報酬精算金は、令和元年度に概算で国民健康保

険団体連合会に支出していたもので、診療報酬について精算を行い、連合会から返納されたものです。

歳出１款、１項、１目、２節給料から、４節共済費までの人件費等については、人事異動等に伴い補正するものです。８款、２項、１目一般会計操出金を増額しています。これは、令和元年度の出産育児一時金繰入金について精算を行い、一般会計に返還するものです。９款、１項、１目予備費を、歳入歳出の調整のため増額をしております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第19、議第103号令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,156万3,000円を追加し、総額を５億7,514万3,000円とするものです。

歳入の４款、１項、１目繰越金の増額は、令和元年度からの繰越金を増額するものです。

歳出の２款、１項、１目後期高齢者医療広域連合納付金の増額は、令和元年度の保険料負担金の精算分を増額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第20、議第104号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億1,122万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,863万8,000円とするものです。

歳出の１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、11節需用費は、豪雨災害に伴う介護サービス料減額・免除認定証の印刷代で、1,000枚作成する予定です。５款地域支援事業費、２項一般介護予防事業費、１目一般介護予防事業費、11節需用費は、コロナ感染症対策により、通いの場の活動が自粛され、運動や人との交流などの機会が減少した高齢者に対し、心身の健康を保つための方法を紹介するリーフレットの印刷製本費です。

５款地域支援事業費、３項包括的支援事業・任意事業費、１目包括的支援事業費の増額は、人事異動に伴う人件費の補正です。

７款諸支出金、３項操出金、１目一般会計操出金の増額は、令和元年度介護給付費等に対する一般会計操出金の精算に伴うものです。

歳入の３款国庫支出金、２項国庫補助金、２目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の増額、及び３目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の増額は、いずれも歳出５款の地域支援事業費の人件費の増額に伴うものです。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金の増額補正は、過年度分の介護給付費負担金の精算に伴うものです。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、５目その他の一般会計繰入金の減額は、歳出１款総務費の人件費の減額によるものです。

８款、１項、１目繰越金の増額は、令和元年度決算に基づく繰越金の確定によるもので

す。

審査の過程で委員から、被災後、在宅介護ができなくなり、施設入所した人は何人くらいいるのか。将来の災害対応のためにも把握したほうがいいのではないかとの質疑に、被災世帯の実態を把握するための生活影響調査を実施しているので、そこで明らかになる予定であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議第100号から議第104号までの５件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第100号、議第101号、議第102号、議第103号、議第104号は、原案可決確定いたしました。

日程第21　議第105号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第21、議第105号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました、日程第21、議第105号人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,327万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,516万3,000円とするものです。

まず、歳入ですが、２款繰入金、１項、１目、１節一般会計繰入金を2,200万円増額し、補正後の額が7,900万円となっております。これは、人吉中核工業用地調整池災害復旧工事に充てる一般会計繰入金です。

３款、１項、１目繰越金、１節前年度繰越金を127万9,000円増額し、補正後の額が477万9,000円となっております。これは、前年度繰越金の確定に伴う増額分です。

次に、歳出ですが、２款災害復旧費、１項工業用地災害復旧費、１目人吉中核工業用地災害復旧費を2,200万円増額し、補正後の額が2,200万1,000円となっております。13節委託料

（測量設計委託料）200万円、及び15節工事請負費2,000万円の増額は、令和２年７月３日未明からの集中豪雨により、被災箇所の後背地からの浸透水が集中し、調整池のり面周辺部の土圧が増加したことにより、張りブロックが被災したもので、早急な対応が必要なため、一般会計繰入金（財源：工業用地災害復旧事業債）を活用し、測量設計委託、及び災害復旧工事を行うものです。

審査の過程において委員から、当該箇所は何回も修理している。今までどれだけの費用がかかっているのか。こういう工事がこの場所に合っていないのではないか。徹底的に設計・測量をやり直していかないと、何回もこういうことになるのではないかとの質疑に、今までの災害復旧に関しては、約2,000万円かかっている。今までは災害復旧工事ということで原形復旧していた。今回は、測量・設計委託と、工事費も昨年の倍で原形復旧入れており、問題の解決を図りたい。工法については、調査・測量・設計の中で検討していくとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議第105号について、経済建設委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第105号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時06分　休憩

午後１時10分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第22　陳第６号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第22、陳第６号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第22、陳第６号につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第22、陳第６号肥薩線及びくま川鉄道の早期復旧、復興についての陳情書は、令和２年７月の豪雨災害に伴い、肥薩線・くま川鉄道が甚大な被害を受けたことから、存続に向けて陳情書が提出されたものです。

陳情として、１、ＪＲ九州様、くま川鉄道様、国並びに熊本県への、鉄路の存続と早期の復旧復興を図るための取り組みを、人吉市と人吉市議会が連携を図り牽引していただくこと。２、早期の復旧復興を目指すために、官民一体となった「（仮称）肥薩線、くま川鉄道復旧復興促進協議会」の設立への御理解と御支援、また鉄路復活の運動を展開していただくこと。

審査の過程で委員から、復旧まで何年かかるのかも未定である。くま川鉄道の車両５台も使用できるか調査中である。議会としても意見書を出している。我々も動く必要がある。南阿蘇鉄道も復旧に進んでいる。人吉でもやってほしい。市としてはどう考えているのかに対して、執行部からは、現在は肥薩線利用促進・魅力発信協議会だが、以前から存続をお願いしてきている。視察いただいた鉄道局長も地域にとって鉄道は重要であり、努力をしたいと言われた。さまざまな課題がありハードルは高いが、８月27日のくま川鉄道取締役会議でも復旧に向けて取り組むことを確認している。議会も意見書を提出しているし、きょう結論を出したい。できるという保証はないが、先に向かっていくということで採択したいとの意見があり、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

陳第６号について、委員長報告は採択であります。

したがいまして、総務文教委員長の報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、陳第６号は、採択することに決しました。

日程第23　新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第23、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　日程第23、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長報告をいたします。

第13回を８月11日火曜日に、第14回を９月２日水曜日に開催をいたしました。

第13回の審議事項は、人吉市庁舎建設に関する７月豪雨による被害状況について報告を受けました。

基礎のベースコンクリート、埋め戻し、捨てコンクリート打設、地中ばり配筋、基礎立ち上がりまでの配筋は完了しているが、コンクリート生産時に必要となる砕石の供給プラントが甚大な被害を受け、コンクリートの打設ができない状況で、工事契約約款上の規定に基づき工事の一時中止を行い、本工事の再開を令和２年10月１日を目指すこととしたいとの報告・説明を受け、委員からの質疑については、９月定例会において審議することとし、閉会いたしました。

次に、第14回新市庁舎建設に関する特別委員会では、午前９時から現地視察を行っています。その後、庁舎にて第13回での報告について質疑応答を行いました。

委員から、工事一時中止における増額分については、発注者が工事の一時中止を行ったときは工期若しくは請負代金を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならないと約款上の規定があるとの説明でした。

次に、本体工事発注時に分離した工事の方針について、主なものとして、職員喫煙所、通路屋根、議会関係では音響設備などについて中止する。中止の理由として、市内の災害復旧・復興を見据え、市民生活に直結する事業を優先するべきであるとの説明を受け、質疑応答では委員から、今回の豪雨災害を受け、見直すべきではないか。電気系統の安全性について、などの質疑に対し、執行部から、今回の豪雨災害を受けて、総合庁舎として防災機能に優れた庁舎が必要であると改めて認識したとのこと。電気系統については、浸水時にも対応できるよう、屋上に設置するとのことでした。

特別委員会として、本体工事時に分離した工事の方針については、全員異議なく承認することといたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第24　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第24、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　日程第24、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和２年第３回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和２年８月27日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第１、会議録署名議員の指名では、14番椎葉弘樹議員、15番黒木喜巳男議員が指名されました。

日程第２、会期の決定では、８月27日の１日限りとすることに決定しました。

日程第３、行政報告では、理事会代表理事から、令和２年３月の第１回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

日程第４から日程第８までの提出案件は一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて執行部の補足説明を受けた後、承認・議案２件を一括して、承認・議案ごとに質疑、採決を行い、承認第１号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉球磨広域行政組合補正予算（第１号））。議案第13号令和２年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第２号）の２件を原案のとおり、可決、決定しました。

次に、決算の認定関連の日程第６、認定第１号令和元年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。日程第７、認定第２号令和元年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について。日程第８、認定第３号令和元年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての３件を一括して、会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に、日程を追加し、令和元年度決算特別委員会が設置され、決算の認定３件の審議については、委員会に付託されました。

決算特別委員会委員には、徳川禎郁議員（人吉市）、宮﨑保議員（人吉市）、皆越てる子議員（あさぎり町）、落合健治議員（多良木町）、荒嶽晋議員（水上村）、岡田武志議員（錦町）、茂吉隆典議員（相良村）、赤坂修議員（山江村）の８名が指名され、第１回決算特別委員会を開催し、委員長に荒嶽晋議員（水上村）、副委員長に徳川禎郁議員（人吉市）が互選され、第２回以降の委員会開催日程及び審査方法について審議され、決定しました。

最後に、日程第９、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてでは、議会運営委員会及び令和元年度決算特別委員会から申し出のあった、委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書は、各委員長の申し出のとおり決定され、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第25　議員派遣について

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第25、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則の定めると

ころにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付してありますように、大塚則男議員を派遣することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、大塚則男議員を派遣することに決定いたしました。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

議第117号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第10号）を日程に追加し、直ちに議題にすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第117号

○議長（西　信八郎君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様こんにちは。ただいま追加提案をしました議案につきまして、概要を御説明いたします。

議第117号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）は、７月４日に発生した豪雨災害に係る事業で、宿泊施設を避難所として提供する事業や、被災した商店街の仮店舗施設の整備を行う事業などの追加補正を行うものでございます。歳入歳出にそれぞれ４億2,263万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ389億2,179万2,000円とするものでございます。

「・・

・・・」

なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから、議第117号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の１ページをお願いをいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第２条の債務負担行為の補正につきましては、第２表債務負担行為補正により、第３条の地方債の補正につきましては、第３表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

４ページをお願いいたします。第２表債務負担行為補正は、変更１件でございます。建設型応急仮設住宅建設に伴う土地借地料（その２）は、被災者用仮設住宅としまして、引き続き民間所有の土地を借り上げ、建設する必要がありますことから、限度額を変更するものでございます。

第３表地方債補正は、変更が１件でございます。現年発生単独災害復旧事業債は、事業費の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

７ページをお願いをいたします。歳入でございますが、16款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金6,903万円の増額補正は、災害救助費負担金の増でございます。

21款諸収入、４項、２目雑入３億5,200万円の増額補正は、仮設店舗・仮設事務所等の整備に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構からの助成金でございます。

22款、１項市債、８目災害復旧債160万円の増額補正は、願成寺墓地の災害復旧に係るものでございます。

８ページをお願いをいたします。歳出でございますが、３款民生費、４項、１目災害救助費6,903万円の増額補正は、13節委託料の被災者の長期にわたる避難生活の支援、さらには、新型コロナウイルス感染症対策として、宿泊施設を避難所として活用する宿泊施設等提供事業委託料及び、14節使用料及び賃借料の建設型応急仮設住宅の土地借り上げ料でございます。

６款農林水産業費、２項林業費、２目林業振興費212万円の増額補正は、矢黒町山腹崩壊に係る治山対策といたしまして、大型土のう等を設置する費用でございます。

７款、１項商工費、２目商工業振興費３億5,300万円の増額補正は、14節使用料及び賃借料で、被災されました中小企業、小規模事業者の営業再開を支援するため、仮設店舗・仮設事務所となる仮設施設を整備するためのプレハブ等の借り上げ料でございます。

そのほか、維持費用等も予算化をしておりますが、その財源といたしまして、９ページの５目まち・ひと・しごと総合交流館管理費を100万円減額し、組み替えております。

９ページをお願いをいたします。11款災害復旧費、５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費160万円の増額補正は、願成寺墓地の斜面が崩壊いたしましたことから、復旧に向け測量設計を行うものでございます。

最後に、14款、１項、１目予備費を212万円減額いたしております。

以上で、議第117号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）について、補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ただいま説明がありました議第117号に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りをします。本件につきましては、委員会付託を省略し直ちに採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

本件について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第117号は、原案可決確定いたしました。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りをいたします。

議第118号令和元年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第５号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての２件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、２件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第118号及び報第５号

○議長（西　信八郎君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　まずは、発言の修正をさせていただきます。先ほど、先走りまして、議第118号並びに報第５号の説明をさせていただきましたが、それを削除させていただきまして、再び、再度説明をさせていただきます。

議第118号令和元年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第３項の規定により、令和元年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

報第５号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第22条の規定により、令和元年度決算に基づき、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

大変申しわけございませんでした。

○議長（西　信八郎君）　議第117号の市長の説明のうち、議第118号、報第５号の説明について、削除することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　はい、では削除させていただきます。

○会計管理者（徳澄賢次君）（登壇）　皆様こんにちは。お疲れのところ恐れ入りますが、私から議第118号令和元年度人吉市歳入歳出決算認定について、説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、お配りしております資料の御確認をお願いいたします。Ａ４縦の冊子で厚いほうが令和元年度歳入歳出決算書、薄いほうが令和元年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、そしてＡ４横の冊子が令和元年度決算に係る主要な施策の成果報告、以上の３冊でございます。配付漏れなどはございませんでしょうか。

それでは、歳入歳出決算書により、説明させていただきます。

３ページをお開きください。まず、一般会計の歳入でございます。歳入につきましては、一番上の項目名で、左から３列目の予算現額、それから、右に調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳入合計欄をごらんください。予算現額194億8,755万5,000円、調定額193億427万6,447円、収入済額186億9,602万4,363円、不納欠損額4,211万5,919円、収入未済額５億6,629万8,588円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は95.94％、調定額に対する収入済額の割合は96.85％でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。１款市税、１項市民税の収入済額には、未還付額16万2,423円が含まれております。

続いて、歳出でございます。５ページをお開きください。歳出につきましては、一番上の項目名で、左から３列目の予算現額、右に支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳出合計欄をごらんください。予算現額194億8,755万5,000円、支出済額183億5,428万913円、翌年度繰越額７億5,509万6,000円、不用額３億7,817万8,087円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は94.18％でございます。なお、右下の括弧内に支出済額についての補足説明を記載しております。３款民生費、３項生活保護費の支出済額には、返納を要する額3,470円が含まれております。

１ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。下から２段目、歳入歳出差引額は３億4,174万3,450円となっております。

これ以降は、特別会計でございます。

では、６ページをお開きください。最初に、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額42億6,839万7,000円、調定額46億406万3,719円、収入済額42億441万1,818円、不納欠損額4,466万2,490円、収入未済額３億5,500万7,211円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は98.50％、調定額に対する収入済額の割合は91.32％でご

ざいます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。１款、１項国民健康保険税の収入済額には、未還付額１万7,800円が含まれております。

続いて、７ページをお開きください。歳出合計の予算現額42億6,839万7,000円、支出済額39億3,635万1,734円、１列飛ばして不用額３億3,204万5,266円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は、92.22％でございます。

６ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は２億6,806万84円となっております。

次に、８ページをお開きください。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。歳入合計の予算現額605万円、調定額と収入済額は同額の604万6,601円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.94％、調定額に対する収入済額の割合は、100.00％でございます。

続いて、９ページをお開きください。歳出合計の予算現額605万円、支出済額604万6,601円、１列飛ばして不用額3,399円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は99.94％でございます。

８ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、10ページをお開きください。工業用地造成事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額4,989万8,000円、調定額と収入済額は同額の4,989万5,541円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は四捨五入の関係で100.00％、調定額に対する収入済額の割合は100.00％でございます。

続いて、11ページをお開きください。歳出合計の予算現額4,989万8,000円、支出済額4,511万6,336円、１列飛ばして不用額478万1,664円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は90.42％でございます。

10ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は477万9,205円となっております。

次に、12ページをお開きください。介護保険特別会計でございます。歳入合計の予算現額44億9,447万6,000円、調定額45億3,325万7,921円、収入済額45億492万2,888円、不納欠損額847万7,500円、収入未済額2,084万133円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.23％、調定額に対する収入済額の割合は99.37％でございます。なお、右下の括弧内に記載しておりますが、１款保険料、１項介護保険料の収入済額には、未還付額98万2,600円が含まれております。

続いて、13ページをお開きください。歳出合計の予算現額44億9,447万6,000円、支出済額42億9,940万3,754円、１列飛ばして不用額１億9,507万2,246円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は95.66％でございます。

12ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は２億551万9,134円となっております。

次に、14ページをお開きください。介護サービス事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額4,186万6,000円、調定額と収入済額は同額の3,770万2,414円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は90.05％、調定額に対する収入済額の割合は100.00％でございます。

続いて、15ページをお開きください。歳出合計の予算現額4,186万6,000円、支出済額3,770万2,414円、１列飛ばして不用額416万3,586円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は90.05％でございます。

14ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、16ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計でございます。歳入合計の予算現額５億1,308万6,000円、調定額５億1,606万8,173円、収入済額５億1,428万5,173円、不納欠損額24万5,500円、収入未済額230万7,400円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.23％、調定額に対する収入済額の割合は99.65％でございます。なお、右下の括弧内に記載をしておりますが、１款、１項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、未還付額76万9,900円が含まれております。

続いて、17ページをお開きください。歳出合計の予算現額５億1,308万6,000円、支出済額５億272万1,075円、１列飛ばして不用額1,036万4,925円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は97.98％でございます。

16ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は1,156万4,098円となっております。

以上が、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明でございます。

なお、法令で添付が定められた歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書を、本冊子の18ページ以降につづっております。また、財産に関する調書は本冊子の233ページから、基金運用状況調書は同じく253ページからとなっております。あわせまして、別冊で令和元年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、及び令和元年度決算に係る主要な施策の成果報告を提出しております。

以上をもちまして、議第118号令和元年度人吉市歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

慎重審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　それでは、私のほうから、報第５号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

お手元の議案書の１ページをお願いをいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められました健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

最初に、上段のところでございます。１、健全化判断比率の御説明を申し上げます。普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率と、公営企業会計を含めた全ての特別会計を対象とした赤字の大きさを示す連結実質赤字比率は、令和元年度決算は黒字でございますので、両比率とも数値は、なしとなっております。また、企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でございます実質公債費比率は5.0％、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でございます将来負担比率は64.4％で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

次に、下段の２、資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計ほか、全ての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値は、なしとなっております。

また、２ページから９ページまでは、監査委員の審査意見書となっております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいまの議第118号令和元年度人吉市歳入歳出決算認定についての提出に伴い、令和元年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　令和元年度決算特別委員会の設置について

○議長（西　信八郎君）　お諮りをいたします。名称は、令和元年度決算特別委員会。委員数は８名からなる特別委員会を設置し、委員は議長により指名することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、令和元年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

令和元年度決算特別委員会委員に、松村太議員、池田芳隆議員、牛塚孝浩議員、宮原将志議員、高瀬堅一議員、豊永貞夫議員、本村令斗議員、大塚則男議員、以上８名の議員を指名いたします。

お諮りをいたします。議第118号令和元年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました令和元年度決算特別委員会に付託することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第118号は、令和元年度決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました委員の方々は、令和元年度決算特別委員会を開催され、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後１時55分　休憩

午後２時14分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま、令和元年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選がありましたので、報告いたします。

委員長に豊永貞夫議員、副委員長に松村太議員が選任されました。

日程第26　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第26、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、及び令和元年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（令和２年９月第４回人吉市議会定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
議第106号	令和元年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
議第107号	令和元年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第５号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○令和元年度決算特別委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
議第118号	令和元年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和２年９月第４回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後２時15分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　西　　信八郎

人吉市議会議員　　徳　川　禎　郁

人吉市議会議員　　池　田　芳　隆